

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係
る情報システムの整備等の状況について」

平成29年7月

会計検査院

社会保障・税番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、複数の機関に存在する個人情報について同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤である。

社会保障・税番号制度においては、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等の各機関の間でマイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報について情報照会及び情報提供を行う情報連携が予定されており、情報連携に必要となる各機関における情報システムの整備をスケジュールに沿って適切に実施していくことが重要となる。

地方公共団体では、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されたものの、地方公共団体情報システム機構の情報システムに障害が発生したことなどにより、マイナンバーカードの交付に遅れが生じた。このような状況を踏まえ、会計検査院は、地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等について検査を実施し、その状況を取りまとめて、29年1月に国会及び内閣に報告したところである。

一方、27年5月に日本年金機構の年金個人情報が外部に流出したことを契機として、各機関の間で行われる情報連携のうち、日本年金機構における情報連携の開始時期については延期され、未定となった。また、29年7月に開始が予定されていたその他の情報システム間での情報連携については、内閣官房及び総務省が、地方公共団体等の窓口職員の習熟のために3か月程度の試行運用期間を設けた上で、29年秋頃から本格運用を開始することとしている。

本報告書は、以上のような状況等を踏まえて、国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備や、各機関の間で行われる情報連携等の状況について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成 2 9 年 7 月
会 計 検 査 院

目次

1	検査の背景	1
(1)	社会保障・税番号制度及び同制度の導入に係る情報システムの概要等	1
ア	社会保障・税番号制度の概要	1
イ	マイナンバー制度の基本理念等	2
ウ	国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等が整備等する 情報システムの概要等	3
(2)	内閣情報通信政策監等における全体の管理及び情報連携のスケジュール等	6
ア	内閣情報通信政策監及び内閣官房における関係機関全体の管理	6
イ	情報連携のスケジュール等	8
(3)	マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価	13
(4)	マイナンバー制度関連システムの整備等に係る予算、決算、契約等の状況	13
ア	自治体が行うマイナンバー制度の導入に係る補助事業の実施状況等	13
イ	マイナンバー制度関連システムの整備等に係る国の予算額及び決算額	14
ウ	マイナンバー制度関連システムの整備に係る設計・開発業務等の契約等の 状況	16
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	19
(1)	検査の観点及び着眼点	19
(2)	検査の対象及び方法	20
3	検査の状況	20
(1)	マイナンバー制度関連システムの整備の状況	20
ア	業務の見直し、要件定義等の実施状況	20
イ	総合評価落札方式による一般競争入札の実施状況等	26
ウ	予定価格の積算内訳の状況	29
エ	国の補助金等によるマイナンバー制度関連システムの整備に係る調達の状況	31
(2)	マイナンバー制度関連システムにおける情報連携等の状況	32
ア	情報連携の開始時期の遅延の状況	32
イ	特定個人情報のデータベースの中間サーバー上の副本データへの反映状況	37
ウ	情報連携に係る情報の授受の方法	39

エ	内閣官房による関係機関間の情報共有環境整備の状況	42
(3)	マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価の実施	
	状況	44
4	所見	47
	(1) 検査の状況の概要	47
	(2) 所見	50
別表		53
別添	平成29年1月に国会及び内閣に対して報告した「地方公共団体における社会保 障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等について」の要旨	67

- ・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てている。
- ・上記のため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事例一覧

- [業務見直し段階での業務見直し範囲、業務実施手順及び具体的な要件の検討が十分でなかったことにより要件定義に不備があったため、改修や仕様を追加等する契約変更が必要になっていたもの]
＜事例1＞ 23
- [業務見直し段階での業務実施手順の検討が十分でなかったことにより要件定義に不備があったため、改修を行うことが必要になっていたもの]
＜事例2＞ 23
- [業務見直し段階での業務見直し範囲の検討及び関係者分析が十分でなかったことにより要件定義に不備があったため、情報システムの調達に手戻りが生ずるなどして、計画が遅延しているもの]
＜事例3＞ 24
- [データ標準レイアウトのデータ項目が情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかったことにより、情報連携の開始時期を延期しているもの]
＜事例4＞ 36
- [正本よりも古い情報等が提供されることで、情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれがあるもの]
＜事例5＞ 38
- [サーバー間連携の開発に必要な仕様が必要な時期までに所管府省から提供されなかったため、サーバー間連携を導入していなかったもの]
＜事例6＞ 41
- [デジタルPMOに掲載された情報を速やかに入手するために別途独自の対応を行い、デジタルPMOを補完しているもの]
＜事例7＞ 44

国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況について

検 査 対 象	内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、総務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、日本年金機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人農業者年金基金、121医療保険者（全国健康保険協会、11健康保険組合、19国家公務員共済組合、90国民健康保険組合）、35後期高齢者医療広域連合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国家公務員共済組合連合会、公益社団法人国民健康保険中央会		
社会保障・税番号制度関連システムの概要	社会保障・税番号制度に対応するために、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等が整備又は運用を行う必要がある情報システム		
前記の検査対象が整備又は運用を行う必要がある社会保障・税番号制度関連システムの数	190システム		
上記情報システムの整備を含む業務等に係る契約の件数及び支払額	国の行政機関分	90件	458億0529万円
		(平成24年度～28年度(28年10月31日まで))	
	国の行政機関以外の機関分	413件	192億4922万円
		(平成26年度～28年度(28年10月31日まで))	
	計	503件	650億5451万円

1 検査の背景

(1) 社会保障・税番号制度及び同制度の導入に係る情報システムの概要等

ア 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、複数の機関に存在する個人情報について同一人の情報であるというこ

との確認を行うための社会基盤である。

マイナンバー制度には、①最新の4情報（氏名、住所、性別及び生年月日）と関連付けられている国民一人一人に唯一無二となる個人番号^(注1)（以下「マイナンバー」という。）を新たに付番する仕組み、②複数の機関が管理する情報とマイナンバーとの関連付けを行った上でこれを利用して相互に情報を活用するための仕組み及び③個人が間違いなく本人であることを証明するための本人確認の仕組みが設けられることとなっている。

そして、マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策等の各分野において導入されることとなっている。具体的には、社会保障の分野においては、年金、雇用保険等の資格を取得したり、給付を受けたりする場合にマイナンバーが利用されることとなっている。税の分野においては、国民が税務当局に提出する確定申告書等にマイナンバーを記載し、それが当局の内部事務で利用されることとなっている。災害対策の分野においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく被災者台帳の作成に関する事務等にマイナンバーが利用されることとなっている。

上記のようにマイナンバーが利用されることで、より正確な所得把握が可能となり社会保障や税の給付と負担の公平化が図られたり、災害時において真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できるようになったりするなどの効果が見込まれ、これにより、より公平・公正で、行政に過誤や無駄のない国民にとって利便性の高い社会が実現できるとされている。

（注1） 個人番号 住民票コードを変換して得られるものであり、特定の個人を識別するために指定される12桁の番号

イ マイナンバー制度の基本理念等

マイナンバー制度に関して必要な事項は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）等に定められている。そして、マイナンバー法における基本理念^(注2)として、マイナンバー及び法人番号の利用は、次に掲げる事項等を旨として行われなければならないこととなっている。

- ① 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること

② 内閣官房が設計及び開発を行い、総務省が設置及び管理を行う情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供NWS」という。）その他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること

③ 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること

④ マイナンバーを用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること

（注3）

上記の基本理念にのっとり、国は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともにマイナンバー及び法人番号の利用を促進するための施策を実施すること、並びに教育活動、広報活動その他の活動を通じて、マイナンバー及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めることとなっている。また、地方公共団体は、マイナンバーその他の特定個人情報について適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、マイナンバー及び法人番号の利用に関して、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施することとなっている。

（注2） 法人番号 特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定される13桁の番号

（注3） 特定個人情報 マイナンバー（マイナンバーに対応し、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報

ウ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等が整備等する情報システムの概要等

（注4）

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等の各機関は、これまでそれぞれに社会保障、税等に係る既存の情報システム（以下「既存システム」という。）の運用等を行ってきた。今般、マイナンバー制度の導入に伴い、既存システムや情報提供NWS等の新たな情報システムの整備（改修を含む。以下同じ。）を行っている。今後は、これらの情報システムが、マイナンバーを利用し情報提供NWS等を通じて情報を共有することにより、国民の利便性の向上、行政運営の効率化等に資することが見込まれている。

そして、各機関は、自ら運用等する情報システムから他の機関に対して情報提供NWSを通じて特定個人情報を照会し、照会を受けた機関は、自ら運用等する情報システムから情報提供NWSを通じて当該特定個人情報を提供することとなっている（以下、特定個人情報の照会を「情報照会」といい、情報照会を行う機関を「情報照会機関」という。特定個人情報の提供を「情報提供」といい、情報提供を行う機関を「情報提供機関」という。情報照会及び情報提供を合わせて「情報連携」という。）。

情報提供NWSは、情報連携に用いられる個人を特定するための符号の付番及び変換並びに情報連携の許可を行うコアシステムと、情報照会機関又は情報提供機関が運用等している情報システムとの接続を行うインターフェイスシステムの二つの情報システムから構成されている。各機関では、情報連携を行うために、既存システムや中間サーバー等の新たな情報システムを整備した上で情報提供NWSと接続することが必要となっている。

各機関は、既存システムと情報提供NWSとの間にそれぞれ中間サーバーを設置し又は設置を予定している。既存システムには、特定個人情報のデータベースが正本として保存されており、中間サーバーには、情報提供を目的としてそのデータのコピー（以下「副本データ」という。）が保存される。情報連携は、情報照会機関が情報提供機関の副本データに照会することで行われ、中間サーバーが情報連携の仲介の役割を担っている。このように、情報連携に係る業務を中間サーバーにおいて処理することで、情報提供NWSに障害等があった場合でもデータベースの正本に影響を及ぼすことなく中間サーバー上の副本データに影響をとどめることができるとされている。

また、情報連携においては、個人情報の保護のために、マイナンバーを用いることなく、これに代わって、住民票コードを基にコアシステムによって生成される個人を特定する符号を用いることとなっている。そして、既存システム等において個人を一意に特定できる番号を付番して、マイナンバーとひも付けを行った上で中間サーバーにおいて個人を一意に特定できる番号と符号をひも付けることにより、符号と既存システムが保有する情報がひも付けられることになる（図表0-1参照）。

マイナンバー法等によれば、情報提供NWSにおいて符号を用いて行われる情報連携により、国民は、申請、届出その他の手続において、従来必要とされた住民票

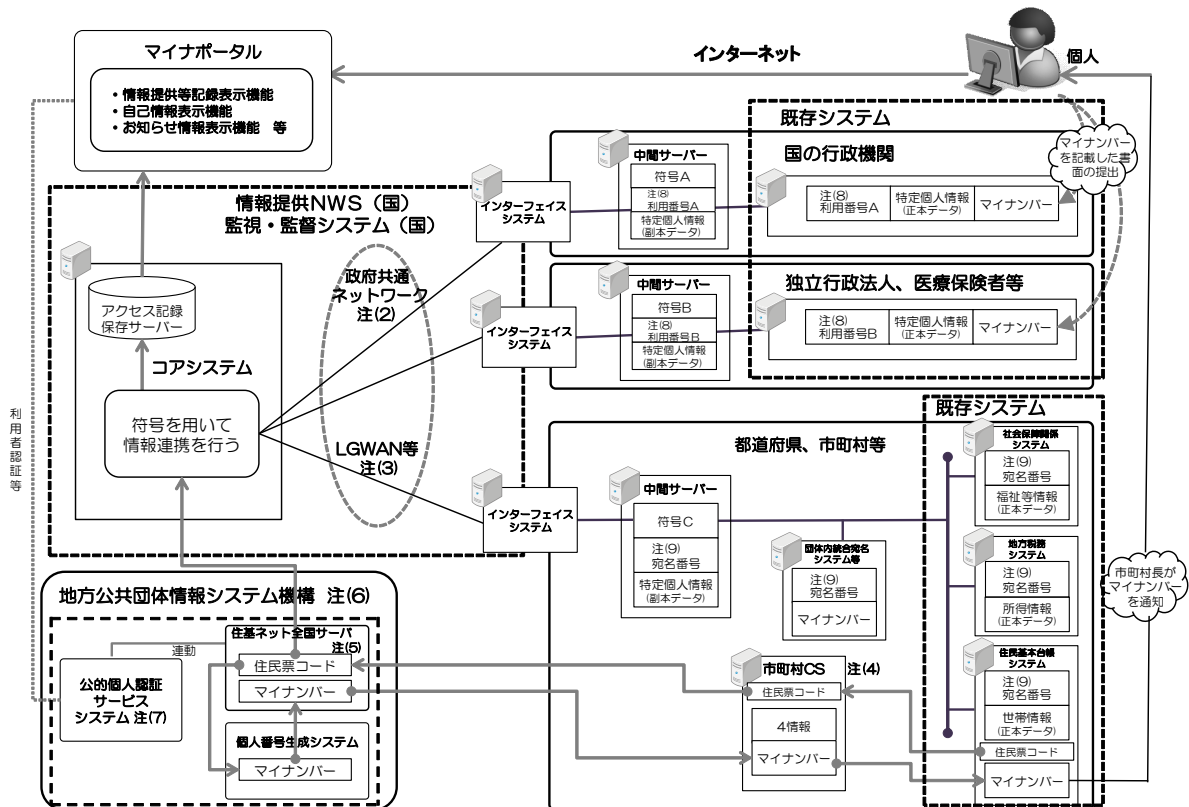
等の添付書類が不要となるなど利便性の向上を得られるようになり、また、各機関は、他の機関との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになり、行政運営の効率化等が図られるとされている。

また、内閣官房は、マイナンバー制度における安心等の確保という目的に沿った機能として、国民が自宅のパソコン等から自身に関する情報連携等の記録を確認できる機能を搭載した情報提供等記録開示システム（以下「マイナポータル」という。）を開発しており、内閣府本府がその運用を行うことになっている。また、内閣官房は、不正な情報連携が行われていないかを監視及び監督する機能を搭載した監視・監督システムを開発しており、内閣府に設置された個人情報保護委員会（平成27年12月31日以前は特定個人情報保護委員会）がその運用等を行うことになっている。

このように、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等の各機関は、マイナンバー制度に対応するために、既存システム、中間サーバー、情報提供NWS、マイナポータル、監視・監督システム等の整備を行っている（以下、これらの情報システムを合わせて「マイナンバー制度関連システム」という。）。

（注4） 医療保険者 医療保険事業を運営するために、加入者から保険料を徴収したり、加入者に対して各種保険給付を行ったりする団体。具体的には、会社員等では健康保険組合又は全国健康保険協会、自営業者、退職者、農業従事者等では市町村又は国民健康保険組合、公務員、教員等では共済組合となっている。

図表0-1 マイナンバー制度における情報連携等の概要



- 注(1) 内閣官房等が公表している資料を基に作成した。
- 注(2) 政府共通ネットワーク 各府省等の府省等内専用ネットワークを相互に接続する政府等内専用ネットワーク
- 注(3) L G W A N 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用ネットワーク。L G W A NはLocal Government Wide Area Networkの略
- 注(4) 市町村C S 各市町村の住民基本台帳システムとのインターフェイスとなるサーバ。C SはCommunication Serverの略
- 注(5) 住基ネット全国サーバ 全国民の本人確認情報を記録して、保存するサーバ
- 注(6) 地方公共団体情報システム機構 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づき、地方公共団体が共同して運営する組織として、マイナンバー法等の規定による事務等を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする法人
- 注(7) 公的個人認証サービスシステム 行政手続のオンライン申請、届出等に利用する電子証明書を発行するサービス（公的個人認証サービス）における電子証明書の発行及び失効に必要な情報システム
- 注(8) 利用番号 国の行政機関、独立行政法人、医療保険者等の各情報システム内で個人を一意に特定できるよう各機関の既存システム等で付番されマイナンバーとひも付けられる番号
- 注(9) 宛名番号 地方公共団体の情報システム内で個人を一意に特定できるよう地方公共団体が整備を行う団体内統合宛名システム等で付番されマイナンバーとひも付けられる番号

(2) 内閣情報通信政策監等における全体の管理及び情報連携のスケジュール等

ア 内閣情報通信政策監及び内閣官房における関係機関全体の管理

政府は、6年12月に、行政の総合性の確保、簡素化・効率化の推進、国民のニーズ

への対応等を図るために、行政情報化推進基本計画（平成6年12月閣議決定）を策定し、行政の情報化を総合的・計画的に推進することとした。そして、13年1月に、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づいて、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT総合戦略本部」という。）を設置し、政府のIT戦略等に基づく各種施策を推進することとした。さらに、内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）に基づいて、内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するために、25年5月に内閣官房に内閣情報通信政策監（以下「政府CIO」という。）を置くとともに、政府CIOをIT総合戦略本部の本部員に加える措置等を講じた。

同法によれば、政府CIOは、内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理することとされている。また、政府CIOは、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法等に基づき、①マイナンバー制度関連システム等の共通システムの整備等における府省横断的なプロジェクトの推進、②IT投資管理（予算調整）、③システム調達等に関する指針の整備及び監督、④IT施策の評価、⑤関係大臣等に対する意見・調整等の事務を実施することとなっている。

一方、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する附帯決議」（平成25年5月23日参議院内閣委員会等）において、政府は、マイナンバー制度関連システムの開発・整備に当たっては、政府CIOの意見を十分に考慮するなどした上で、国民にとって最適な便益が確保されるよう予算案等を策定すること、その際、今後の制度見直しなどの可能性も考慮することなどとされた。

また、内閣法等の一部を改正する法律によれば、政府は、政府CIOが置かれることを踏まえ、情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、強化された内閣官房の総合調整機能を十全に発揮して、情報提供NWSを効率的に整備するための方策について、総合的かつ一体的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

内閣官房は、情報提供NWSの整備を進める上で、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等における既存システム、中間サーバー等の整備に係る

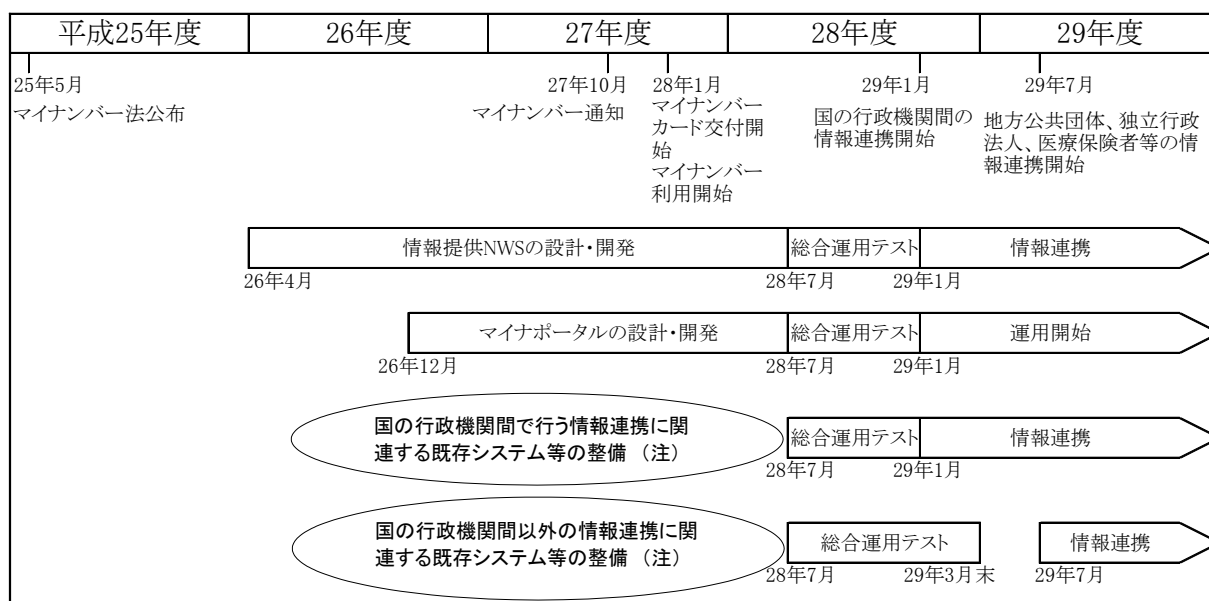
進捗管理や課題・リスク管理が必要であるとして、ＩＴ総合戦略本部に設置された各府省等の情報化統括責任者等で構成する連絡会議（以下「ＣＩＯ連絡会議」という。）等を通じて関係機関全体の管理を行っている。そして、内閣官房は、ＣＩＯ連絡会議でマイナンバー制度全体の進捗状況や重要事項を合議するとともに、関係機関等の担当者が参加する全体推進会議や関係機関進捗会議等を通じて、より詳細な進捗、仕様、課題及び懸案の共有や調整を行っている。

また、内閣官房は、25年度に、情報提供ＮＷＳ等の整備に係る工程管理支援業務の委託契約を締結しており（契約金額10億5325万余円（変更契約による増額分を含む。））、この業務の一部として、マイナンバー制度の導入に必要な事業の推進を支援するためのツール（以下、このツールを「デジタルPMO」という。）を26年5月から運営している。デジタルPMOは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等の間でマイナンバー制度に関する情報を共有することを目的としたポータルサイトであり、内閣官房及び関係府省等は、マイナンバー制度関連システムの整備等を行う上で必要となる各種文書をデジタルPMO上で一括管理して公開するなどしている。

イ 情報連携のスケジュール等

内閣官房は、当初、情報提供ＮＷＳを通じて行う情報連携の開始時期を29年1月又は同年7月（図表0-2参照）、マイナポータル運用開始時期を29年1月としていた。

図表0-2 当初のマイナンバー制度関連システムの整備等のスケジュール



（注）情報システムによって整備のスケジュールは異なる。

情報連携の開始時期を29年1月としていたのは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）による保険給付と年金保険給付との調整等を目的とした労働基準行政システムと社会保険オンラインシステムとの間におけるものと、ハローワークシステムと社会保険オンラインシステムとの間におけるものであった。社会保険オンラインシステムは、厚生労働省が開発したもので、22年1月に日本年金機構（以下「年金機構」という。）が発足して以降は年金機構がその運用等を行っている。しかし、厚生労働省は、27年3月までに、ハローワークシステムの整備を社会保険オンラインシステムとの間の情報連携に対応させる時期を29年7月に延期することとした。

一方、27年5月に、年金機構が運用する情報システムに保存されていた年金個人情報インターネットを通じて不正に外部に流出する事案（以下「年金情報流出事案」という。）が発生し、年金機構における年金個人情報の管理に対する国民の信頼が損なわれることとなったことを契機として、同年9月に、マイナンバー法が改正され、年金機構における情報連携の開始時期は29年11月末までの政令で定める日まで延期された。

これにより、労働基準行政システムと社会保険オンラインシステムとの間及びハローワークシステムと社会保険オンラインシステムとの間の情報連携の開始時期についても、年金機構における情報連携の開始時期まで延期されることとなった。その結果、29年1月から実施できる情報連携が存在しなくなったため、内閣官房は、情報提供NWSの運用開始時期も、29年7月に延期することとした。29年6月末時点で上記の年金機構の情報連携の開始時期を定める政令は定められていないため、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等の各情報システムと年金機構が運用等する社会保険オンラインシステムとの情報連携の開始時期は、いずれも未定となっている。

内閣官房及び総務省は、29年3月に、地方公共団体等の窓口業務に対する不安に関する意見等を受けて、29年7月に運用開始を予定していたその他の情報システム間での情報連携についても、窓口職員の習熟のために、29年7月から3か月程度は、国民からは従来と同様の書類提出を求める一方で、窓口職員は情報提供NWSによる処理を並行して実施するなどの試行運用を行うこととし、本格運用の開始時期は29年秋頃とした。

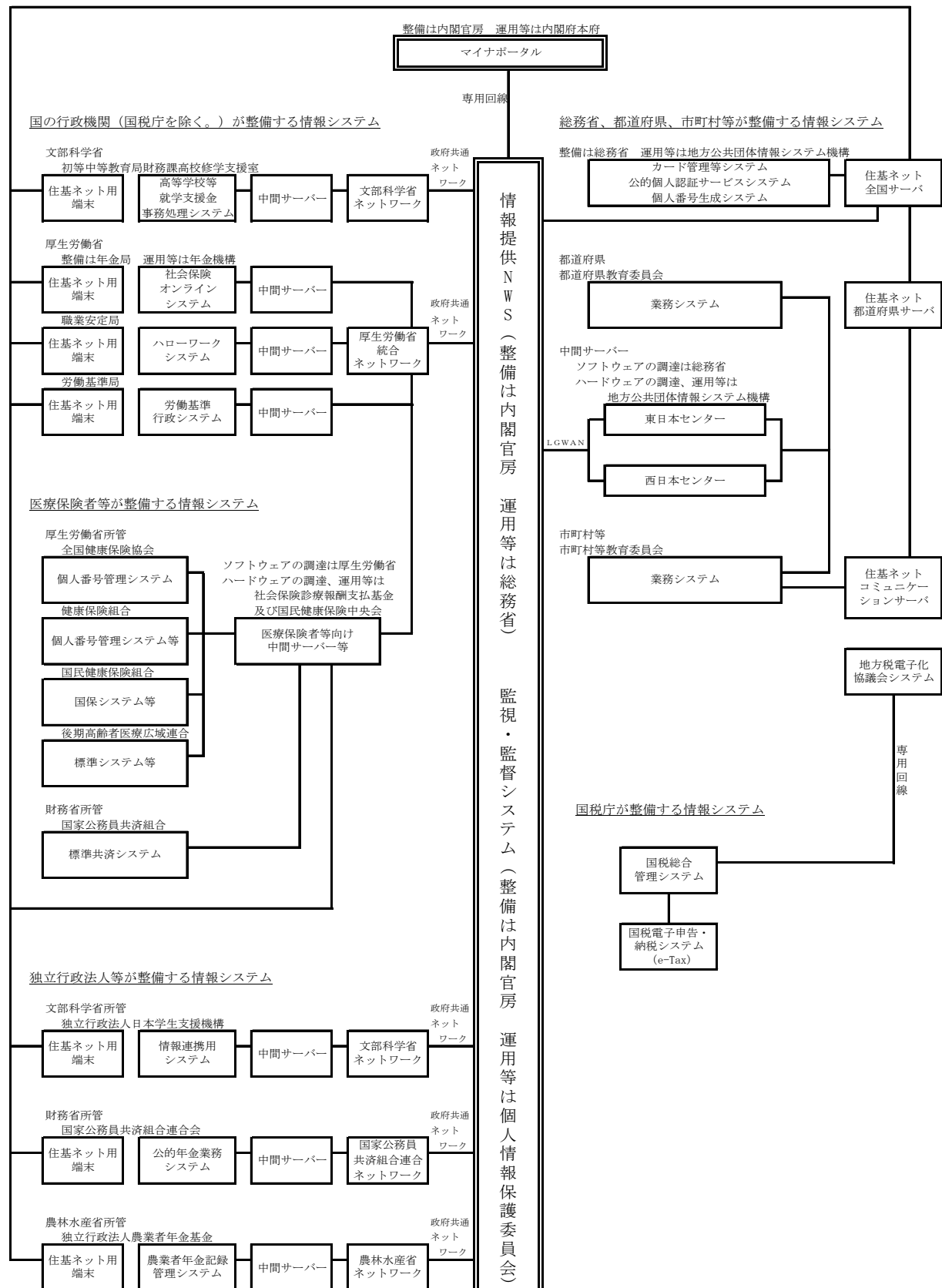
マイナポータルは、国民が自宅のパソコン等から自身に関する情報連携等の記録を確認するなどのサービスを提供するものであり、当初の予定どおり29年1月に運用が開始されている。しかし、情報連携が開始されていないことなどから、運用範囲がサービスアカウントの開設等の一部のサービスに限定されており、上記の記録を確認するなどのサービスは、29年7月に開始されることとなっている。

また、国税庁は、所得税確定申告書等のデータを市町村（特別区を含む。以下同じ。）との間で直接送受信する連携について、29年1月に運用を開始している。

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等は、29年4月時点で、29年7月以降の相互間の情報連携の開始を目指してマイナンバー制度関連システムの総合運用テスト等の作業を続けており、29年6月末現在も既存システム等の整備を進めているところが見受けられる。今後、試行運用及び本格運用における対応や、制度の改正等による更なる情報システムの整備が必要になることが想定される。

主なマイナンバー制度関連システムの概要図及び29年4月時点の運用等のスケジュールは、図表0-3及び図表0-4のとおりとなっている。

図表0-3 主なマイナンバー制度関連システムの概要図



（注）内閣官房等の資料を基に作成した。

図表0-4 主なマイナンバー制度関連システムの運用等のスケジュール

運用主体名	主な情報システム	平成29年				30年			
		1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月
内閣府本府	マイナポータル	29年1月 運用開始(情報提供記録等表示機能等の運用は29年7月)							
個人情報保護委員会	監視・監督システム	29年1月 運用開始 (当初予定)		29年7月 運用開始					
総務省	情報提供NWS	29年1月 情報連携 開始(当初予定)		29年7月 情報連携開始(本格運用は29年秋頃(予定))					
国税庁	国税総合管理システム 国税電子申告・納税 システム(e-Tax)	29年1月 連携開始							
文部科学省	高等学校等就学支 援金事務処理システ ム	29年7月 情報連携開始(当初予定)						31年4月 情報連携開始(予定)	
厚生労働省	ハローワークシステ ム	29年1月 情報連携 開始(当初予定)		29年7月 情報連携開始(本格運用は29年秋頃(予定))					
	労働基準行政システ ム	29年1月 情報連携開始(当初予定)						情報連携開始時期は未定	
年金機構	社会保険オンライン システム	29年1月 情報連携開始(当初予定)						情報連携開始時期は未定	
独立行政法人日本学生支 援機構	情報連携用システム	29年7月 情報連携開始(本格運用は29年秋頃(予定))							
独立行政法人農業者年金 基金	農業者年金記録管 理システム	29年7月 情報連携開始(当 初予定)		30年3月 情報連携開始(予定)					
全国健康保険協会 健康保険組合 国民健康保険組合 後期高齢者医療広域連合	個人番号管理システム 個人番号管理システム等 国保システム等 標準システム等	29年7月 情報連携開始(本格運用は29年秋頃(予定))							
国家公務員共済組合	標準共済システム	29年7月 情報連携開始(当初予定)						30年7月 情報連携 開始(予定)	
社会保険診療報酬支払基 金 公益社団法人国民健康保 険中央会	医療保険者等向け 中間サーバー	29年7月 情報連携開始(本格運用は29年秋頃(予定))							
国家公務員共済組合連合 会	公的年金業務システ ム	29年7月 情報連携開始(当初予定)						情報連携開始時期は未定	
都道府県、市町村等	生活保護システム等 の既存システム	29年7月 情報連携開始(本格運用は29年秋頃(予定))							
地方公共団体情報システ ム機構	中間サーバー	29年7月 情報連携開始(本格運用は29年秋頃(予定))							

(注) 点線枠は当初予定を示しており、実線枠は平成29年4月時点のスケジュールを示している。

(3) マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価

前記のとおり、マイナンバー法では、マイナンバーを用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保することが基本理念の一つとされている。そして、特定個人情報の安全等の確保のために、特定個人情報を含む電子ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとする行政機関の長等は、マイナンバー法等に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を対象として、自ら特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を実施することとされている。

特定個人情報保護評価制度は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを目的としたマイナンバー制度上の措置の一つである。

また、特定個人情報保護評価は、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月特定個人情報保護委員会作成。以下「指針」という。）等によれば、特定個人情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、十分な時間的余裕をもって実施する必要があるとされており、新規に情報システムで特定個人情報ファイルを保有（注5）しようとする場合は、経過措置の対象となるものを除き、情報システムの要件定義（注6）の終了までに実施することを原則とするとされている。そして、情報システムを構築する前に特定個人情報保護評価が行われることにより、事後の大規模な仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことが期待されるとされている。

(注5) 経過措置 指針の適用の日から6月を超えない範囲で情報システムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミングを開始した後、特定個人情報ファイルを保有する前までに特定個人情報保護評価を実施することができるとされた措置

(注6) 要件定義 情報システムに関する調達（情報システムの設計・開発、機能改修、運用若しくは保守等業務の委託に関する調達又は情報システムを構成する機器若しくはソフトウェア製品等の調達）を行うに当たって、情報システムが備えるべき必要な要件を明確に定める行為又はその定めた内容。要件は、業務要件、機能要件及び非機能要件について定められる。

(4) マイナンバー制度関連システムの整備等に係る予算、決算、契約等の状況

ア 自治体が行うマイナンバー制度の導入に係る補助事業の実施状況等

都道府県、市町村等（以下「自治体」という。）でも、マイナンバー制度に対応

するために、情報連携の対象となる世帯情報や所得情報等を保有する住民基本台帳システム、地方税務システム、生活保護システム等の既存システムを情報提供NWSと接続することが必要となっている。そのため、自治体は、総務省及び厚生労働省から補助金の交付を受けて既存システムを情報提供NWSと接続するために必要な整備を行っている。自治体の既存システムのうち、住民基本台帳システムは国等の多くの情報システムに先行して27年10月に、その他の既存システムは28年1月に、それぞれマイナンバーの利用を開始しており、29年7月に情報連携の試行運用が開始されることになっている。

会計検査院は、自治体が行うマイナンバー制度の導入に係る補助事業の実施状況等について検査を実施し、自治体における補助対象システムの整備等の状況並びに通知カード及びマイナンバーカードの交付事業等の状況について、その結果を取りまとめ、29年1月に、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、国会及び内閣に対して報告している（別添参照）。

イ マイナンバー制度関連システムの整備等に係る国の予算額及び決算額

(1)ウのとおり、各機関は、情報連携を行うために、既存システム等を整備した上で、情報提供NWSと接続することが必要となっており、24年度以降順次マイナンバー制度関連システムの整備に着手した。マイナンバー制度関連システムの整備等に関する国の支出（自治体への補助金を除く。）は、図表0-5のとおり、24年度2億余円、25年度1億余円、26年度128億余円、27年度357億余円（いずれも決算額）、28年度497億余円（予算現額）、29年度122億余円（当初予算額）と多額に上っている。このうち、独立行政法人日本学生支援機構が運用等を行っている既存システム等の整備に対しては文部科学省から、医療保険者等227機関が運用等を行っている既存システム等の整備に対しては厚生労働省から、それぞれ補助金が交付されるなどしている。

図表0-5 マイナンバー制度関連システムの整備等に係る国の予算額及び決算額（自治体への補助金を除く。）

（単位：百万円）

機関名	情報システム数	平成24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	29年度	24～29年度 予算額計 注(1)	24～27年 度支出済 歳出額計
		予算 現額	支出済 歳出額	予算 現額	支出済 歳出額	予算 現額	支出済 歳出額	予算 現額	支出済 歳出額	予算 現額	当初 予算額		
内閣官房	3	2,065	192	1,521	49	14,277	5,115	8,833	5,168	6,199	—	21,901	10,525
内閣府本府	1	—	—	—	—	—	—	—	—	206	563	770	—
個人情報保護委員会	1	—	—	—	—	15	—	50	30	277	1,190	1,533	30
総務省	1	1,393	—	1,393	29	959	773	663	656	—	—	2,057	1,459
国税庁	2	98	75	96	66	8,465	5,993	4,886	4,392	2,702	1,179	17,429	10,527
文部科学省	3	—	—	—	—	580	167	1,706	531	1,473	330	2,985	699
本省分	1	—	—	—	—	—	—	532	50	392	330	1,255	50
独立行政法人日本学生支援機構に対する補助金等	1	—	—	—	—	575	162	1,173	481	1,081	—	1,724	643
独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する運営費交付金	1	—	—	—	—	5	5	—	—	—	—	5	5
厚生労働省	244	—	—	—	—	20,391	698	44,993	24,868	38,859	9,032	77,083	25,567
本省分	5	—	—	—	—	7,279	698	14,288	10,914	13,479	9,032	37,750	11,613
医療保険者等227機関に対する補助金	239	—	—	—	—	13,111	—	30,704	13,953	25,379	—	39,333	13,953
農林水産省	1	—	—	—	—	137	137	142	142	45	—	326	280
各府省等	19	—	—	—	—	(29)	(7)	(41)	(22)	(355)	(754)	(1,180)	(30)
19国家公務員共済組合に対する負担金 注(2)													
国家公務員共済組合連合会に対する負担金 注(3)	1	—	—	—	—	(186)	(102)	(238)	(237)	(914)	(905)	(2,244)	(339)
計	276	3,557	267	3,012	145	44,827	12,885	61,276	35,791	49,765	12,296	124,087	49,090

注(1) 予算額計は、平成25年度から28年度までの各年度の予算現額に含まれる前年度の繰越額を除いている。

注(2) 19国家公務員共済組合に対する負担金は、国家公務員共済組合連合会職員共済組合について一部を財務省が負担し、その他の18国家公務員共済組合について一部をそれぞれの共済組合を組織する職員が所属等する各府省等が負担しているため、外数として括弧書きで表している。

注(3) 国家公務員共済組合連合会に対する負担金は、一部を19国家公務員共済組合をそれぞれ組織する職員が所属等する各府省等が負担しているため、外数として括弧書きで表している。

ウ マイナンバー制度関連システムの整備に係る設計・開発業務等の契約等の状況

国の行政機関、独立行政法人、医療保険者、後期高齢者医療広域連合等は、マイナンバー制度関連システムの整備のため、次の①から⑤までの業務等を行う契約を締結している。

- ① 調査研究業務
- ② 要件定義作成支援業務
- ③ プロジェクト管理支援業務
- ④ 設計・開発
- ⑤ ハードウェア、ソフトウェア等の購入

国の歳出又は補助金等によりマイナンバー制度関連システムの整備又は運用を行う必要がある国の行政機関、独立行政法人、医療保険者、後期高齢者医療広域連合等（以下「国の行政機関等」という。）は、257機関となっている。このうち、24年度から28年度（28年10月31日まで）までの補助金交付額が計100万円未満であった機関は87機関であり、これらを除いた170機関が整備又は運用を行う必要がある情報システムは計190システムとなっている。このうち、国の行政機関である7機関の15システムについて、24年度から28年度（28年10月31日まで）までの間に上記の①から⑤までを含む業務等を行う契約を締結していたものは内閣府本府を除く6機関の14システムである。これらの契約の件数及び支払額は、図表0-6のとおり、24年度計7件、3億3626万余円、25年度計14件、3億8632万余円、26年度計19件、147億5906万余円、27年度計35件、281億9479万余円、28年度計15件、21億2885万余円であり、合計90件、458億0529万余円となっている。

（注7） 170機関 内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、総務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、年金機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人農業者年金基金、121医療保険者（全国健康保険協会、11健康保険組合、19国家公務員共済組合、90国民健康保険組合）、35後期高齢者医療広域連合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国家公務員共済組合連合会、公益社団法人国民健康保険中央会

図表0-6 国の行政機関が締結した契約の状況

(単位：千円)

機関名	情報システム数	平成24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		計	
		契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額
内閣官房	3	4	196,612	6	75,869	6	5,699,755	6	5,467,619	—	283,412	22	11,723,269
個人情報保護委員会	1	—	—	—	—	—	—	2	20,412	1	—	3	20,412
総務省	2	2	—	4	45,118	3	884,465	5	768,396	—	—	14	1,697,980
国税庁	2	1	139,650	4	265,335	6	6,342,434	7	5,204,587	7	—	25	11,952,007
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	3	50,618	—	—	3	50,618
厚生労働省	5	—	—	—	—	4	1,832,411	12	16,683,156	7	1,845,440	23	20,361,007
計6機関	14	7	336,262	14	386,322	19	14,759,066	35	28,194,790	15	2,128,853	90	45,805,296

注(1) 情報システム数は、各機関が締結した契約の対象となる情報システムの数であり、設計・開発業務と運用開始以降の業務を別の機関が担当している場合等、複数の機関が同じ情報システムの契約を締結している場合がある。また、各機関の情報システム数は、情報システムで処理する業務の前提となる制度や業務の目的ごとに1システムとして計上している。

注(2) 変更契約を含む。

上記170機関の190システムのうち、国の行政機関以外の163機関の175システムについて、26年度から28年度（28年10月31日まで）までの間に前記の①から⑤までを含む業務等を行う契約を締結して、その支払に補助金等を充てていたものは、年金機構を除く162機関の174システムである。これらの契約の件数、支払額及び補助金等の額は、それぞれ図表0-7のとおり、26年度計4件、6億6532万余円、5億3626万余円、27年度計404件、184億5379万余円、141億8173万余円、28年度計5件、1億3010万余円、1億3010万余円であり、合計413件、192億4922万余円、148億4810万余円となっている。

図表0-7 国の補助金等による契約の状況

(単位：千円)

機関名	情報システム数	補助金等の所管府省名	補助金等名	平成26年度		27年度		28年度		計	
				契約件数	支払額 (補助金等の額)	契約件数	支払額 (補助金等の額)	契約件数	支払額 (補助金等の額)	契約件数	支払額 (補助金等の額)
独立行政法人 日本学生支援機構	1	文部科学省	奨学金業務システム開発費等補助金等	1	522,005 (522,005)	5	223,076 (223,076)	2	130,106 (130,106)	8	875,187 (875,187)
独立行政法人 農業者年金基金	1	農林水産省	運営費交付金	1	14,256 (14,256)	1	91,476 (91,476)	—	— (—)	2	105,732 (105,732)
全国健康保険協会	1	厚生労働省	社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 注(6)	—	— (—)	2	907,965 (170,000)	—	— (—)	2	907,965 (170,000)
11健康保険組合 注(2)	11	厚生労働省	社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 注(6)	—	— (—)	21	383,334 (379,856)	—	— (—)	21	383,334 (379,856)
19国家公務員共済組 合 注(3)	19	各府省等	国家公務員共済組 合負担金	1	26,460 (—)	3	129,643 (—)	2	— (—)	6	156,103 (—)
90国民健康保険組合	90	厚生労働省	社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 注(6)	—	— (—)	246	1,465,103 (1,022,821)	—	— (—)	246	1,465,103 (1,022,821)
35後期高齢者医療広 域連合	35	厚生労働省	社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 注(6)	—	— (—)	83	937,167 (520,753)	—	— (—)	83	937,167 (520,753)
健康保険組合連合会	11	厚生労働省	社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 注(6)	—	— (—)	13	4,668,891 (4,670,390)	—	— (—)	13	4,668,891 (4,670,390)
社会保険診療報酬支 払基金	1	厚生労働省	社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 注(6)	—	— (—)	1	527,947 (614,220)	—	— (—)	1	527,947 (614,220)
国家公務員共済組合 連合会 注(4)	1	各府省等	国家公務員共済組 合負担金	1	102,600 (—)	1	237,276 (—)	1	— (—)	3	339,876 (—)
公益社団法人国民健 康保険中央会	3	厚生労働省	社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 注(6)	—	— (—)	28	8,881,912 (6,489,141)	—	— (—)	28	8,881,912 (6,489,141)
計162機関	174			4	665,321 (536,261)	404	18,453,793 (14,181,734)	5	130,106 (130,106)	413	19,249,220 (14,848,101)

注(1) 情報システム数は、各機関が締結した契約の対象となる情報システムの数であり、一つの情報システムを共同で整備している場合等、複数の機関が同じ情報システムの契約を締結している場合がある。また、健康保険組合連合会以外の各機関の情報システム数は、情報システムで処理する業務の前提となる制度や業務の目的ごとに1システムとして計上している。

注(2) 健康保険組合連合会は、全国の健康保険組合（平成28年4月1日現在1,399組合）のうち、独自で情報システムを開発した健康保険組合を除く健康保険組合が選択して利用している各メーカーのパッケージソフトウェア（汎用的に利用することができる既製のソフトウェア）11本について、マイナンバー制度に対応する改修を各メーカーに委託しており、当該パッケージソフトウェア11本を情報システムの数として計上している。

注(3) 19国家公務員共済組合に対する負担金は、国家公務員共済組合連合会職員共済組合についての負担金の一部を財務省が負担し、その他の18国家公務員共済組合について負担金の一部をそれぞれの共済組合を組織する職員が所属等する各府省等が負担しているため、補助金等の額を「—」としている。

注(4) 国家公務員共済組合連合会に対する負担金は、一部を19国家公務員共済組合のそれぞれ組織する職員が所属等する各府省等が負担しているため、補助金等の額を「—」としている。

注(5) 補助金等の額には、図表中の支払額以外に賃金、旅費等に係る金額が含まれているものがある。

注(6) 厚生労働省所管の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付を受けている全国健康保険協会等140機関については、検査の対象とした契約に係る支払が平成28年10月31日までであり、この時点で28年度の同補助金が交付されていた機関がなかったことから、27年度の同補助金に係る契約についてのみ集計している（26年度は同補助金が交付されていない。）。

前記170機関の190システムに係るこれらの契約の件数及び支払額は、24年度計7件、3億3626万余円、25年度計14件、3億8632万余円、26年度計23件、154億2438万余円、27年度計439件、466億4858万余円、28年度計20件、22億5895万余円であり、合計503件、650億5451万余円となっている（別表1参照）。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等の各機関は、24年度以降順次マイナンバー制度関連システムの整備に着手した。このうち、自治体は、前記のとおり、総務省及び厚生労働省から補助金の交付を受けて、マイナンバー制度の導入に必要な情報システムの整備を行い、27年10月に住民基本台帳システムの利用、マイナンバーの付番及び通知カードによるマイナンバーの通知を開始し、28年1月にマイナンバーカードの交付及びマイナンバーの利用を開始した。

会計検査院は、前記のとおり、自治体が行うマイナンバー制度の導入に係る補助事業の実施状況等について先行して検査を実施し、29年1月に報告したところである。

一方、国の行政機関等は、28年1月以降にマイナンバー制度関連システムによるマイナンバーの利用を開始するとともに、29年秋頃から本格運用を開始する情報連携のために必要な設計・開発業務等の契約を締結している。マイナンバー制度関連システムの整備等に関する国の支出（自治体への補助金を除く。）は、24年度2億余円、25年度1億余円、26年度128億余円、27年度357億余円（いずれも決算額）、28年度497億余円（予算現額）、29年度122億余円（当初予算額）と多額に上っている。

そこで、会計検査院は、国の行政機関等におけるマイナンバー制度関連システムの整備等の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア マイナンバー制度関連システムの整備は、関係法令等の趣旨に沿って適切に行われているか。また、経済的なものとなっているか。

イ マイナンバー制度関連システムにおいて、各機関による情報の管理が効率化されるよう情報連携の仕組みは適切に整備されているか。また、各機関による調整は、行政運営の効率化に資するよう適切に行われているか。

ウ マイナンバー制度関連システムの整備に当たり、特定個人情報保護評価は、情報管理の適正を確保するよう適切に実施されているか。

(2) 検査の対象及び方法

前記の国の行政機関等が整備又は運用を行う必要があるマイナンバー制度関連システムのうち、24年度から28年度（28年10月31日まで）までの補助金交付額が計100万円未満であった87機関を除く170機関の情報システム計190システムについて、その整備を含む業務等に係る契約の支払額503件、650億5451万余円を対象として、提出を受け（注8）た調書等を分析するなどして検査するとともに、36機関において、契約書、調達仕様書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注8） 36機関 内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、総務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、年金機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人農業者年金基金、全国健康保険協会、衆議院共済組合、参議院共済組合、裁判所共済組合、会計検査院共済組合、内閣共済組合、総務省共済組合、法務省共済組合、刑務共済組合、外務省共済組合、財務省共済組合、文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合、厚生労働省第二共済組合、農林水産省共済組合、林野庁共済組合、経済産業省共済組合、国土交通省共済組合、防衛省共済組合、国家公務員共済組合連合会職員共済組合、東京食品販売国民健康保険組合、東京都後期高齢者医療広域連合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国家公務員共済組合連合会、公益社団法人国民健康保険中央会

3 検査の状況

(1) マイナンバー制度関連システムの整備の状況

ア 業務の見直し、要件定義等の実施状況

政府は、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定）等に基づき、政府情報システムの標準的な整備及び管理について、その手続・手順に関する基本的な方針や事項、政府内の各組織の役割等を定めた体系的なルールとして、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成26年12月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「標準ガイドライン」という。）を策定している。そして、標準ガイドラインの内容を補完するなどのために、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」（平成27年3月内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び総務省行政管理局作成。以下「実務手引書」という。）を作成している。標準ガイドライン及び実務手引書には、政府情報システムの整備及び管理に関し、情報システムの設計・開発業務の契約の際に必要なとされる作業等が記載されている。

要件定義は、情報システムが備えるべき機能・性能を具体的に定めて明確化する極めて重要な工程であり、明確な要件定義を行えない場合、計画の遅延や情報シス

テムの機能・性能が要求水準に満たないものとなる事態等が発生するおそれが高まるため、国の行政機関は、標準ガイドライン等に基づき要件定義に適切に取り組むこととなっている。

新規に情報システムの整備を行う際は、標準ガイドライン等に基づき、まず、既存の業務の見直しを行い、整備の内容が更改又は機能改修である場合も、更改又は機能改修の規模、内容等を踏まえ、既存の業務の見直しの必要性があると判断した場合には、当該見直しを行うこととなっている。業務の見直しに当たっては、どの範囲まで改善に取り組むか見直しの可能性を検討する業務見直しの範囲を検討し、現行の業務量や使用しているデータの内容等を分析する業務分析、情報システムの従事者やサービスを受ける者の要求事項等を分析する関係者分析等により現状の業務の問題点を抽出した上、業務見直しの内容を検討する。これを踏まえて、図表1-1に示す事項ごとに具体的な内容を業務要件として定義することとなっている。

図表1-1 標準ガイドラインで業務要件として具体的に定義することとされている事項とその内容

定義する事項	内容
業務実施手順	① 業務の実施に必要な体制、手順及びそれらを記載した業務フロー図 ② 入出力情報項目、取扱量等
規模	① サービスの利用者数及び情報システムの利用者数 ② 単位（年、月、日、時間等）当たりの処理件数
時期・時間	① 業務の実施時期、期間、繁忙期等 ② 業務の実施・提供時間等
場所等	業務の実施場所、諸設備、必要な物品等の資源の種類・量等
管理すべき指標	業務の運営上補足すべき指標項目、把握手順・手法・頻度等
情報システム化の範囲	情報システムを用いて実施する業務の範囲及び情報システムを用いずに実施する業務の範囲
業務の継続の方針等	業務の継続に伴うリスク及び基本的な考え方。なお、業務継続計画を策定する必要がある業務にあつては当該計画の策定時に検討するものとする。
情報セキュリティ	業務において取り扱われる情報の格付・取扱制限等に応じた情報セキュリティ対策の基本的な考え方

上記の業務要件として定義した事項の実現のために備えるべき機能要件及び非機能要件として、図表1-2に掲げる事項についてそれぞれの内容を具体的に漏れなく定義した上で、これらを要件定義書に記載することとなっている。情報システムの整

備等に係る調達仕様書には、業者に対し設計・開発等に当たって要件定義書の記載事項を満たすことを求める記載をすることとなっている。

図表1-2 標準ガイドラインで機能要件及び非機能要件として具体的に定義することとされている事項とその内容

要件の種類	定義する事項	内容
機能要件	機能	処理内容、入出力情報・方法、入力・出力の関係等
	画面	画面一覧、画面概要、画面出力イメージ、画面遷移の基本的考え方、画面入出力要件・画面設計要件等
	帳票	帳票一覧、帳票概要、帳票出力イメージ、帳票入出力要件・帳票設計要件等
	情報・データ	情報・データ一覧、情報・データ処理要件、データ構造等
	外部インターフェイス	外部インターフェース一覧、相手先システム、送受信データ、送受信タイミング、送受信の条件等
非機能要件	ユーザビリティ及びアクセシビリティ	情報システムの利用者の種類、特性及び利用において配慮すべき事項等
	システム方式	ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の情報システムの構成に関する全体の方針等
	規模	機器数、設置場所、データ量（ライフサイクル期間における将来の見込みを含む。）、処理件数、情報システムの利用者数等
	性能	応答時間等
	信頼性	稼働率等
	拡張性	情報システムの性能及び機能の拡張性要件
	上位互換性	情報システムを構成するOS、ミドルウェア等のバージョンアップ時における情報システムの改修の許容度等
	中立性	市場において容易に取得できるオープンな標準的技術又は製品を用いるなどの要件
	継続性	障害、災害等による情報システムの問題発生時に求められる必要最低限の機能、その目標復旧時間等
	情報セキュリティ	情報システムの情報セキュリティ対策に関する事項
	情報システム稼働環境	ハードウェアの構成、ソフトウェア製品の構成、ネットワークの構成、施設・設備要件等
	テスト	テストの種類、目的、内容等
	移行	データ等の移行手順等
	引継ぎ	他の関係事業者への引継ぎに関する要件
	教育	教育対象者の範囲、教育の方法等
	運用	運転管理・監視等に関する要件
	保守	アプリケーションプログラム、ハードウェア、ソフトウェア製品、データ等の保守要件

標準ガイドラインが適用される国の行政機関6機関が契約を締結していたマイナンバー制度関連システム14システムについて、業務見直し段階での検討状況をみると

ころ、業務見直し段階での業務見直し範囲及び業務実施手順の検討等が十分でなかったため、契約締結後に、業務要件やこれを実現するための機能要件の定義の不備が判明して、2機関の3システムで、改修や契約変更が必要となったり、開発の進捗計画から遅延したりしていた。

上記の業務見直し範囲及び業務実施手順の検討等が十分でなかったことにより要件定義に不備があった事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 業務見直し段階での業務見直し範囲、業務実施手順及び具体的な要件の検討が十分でなかったことにより要件定義に不備があったため、改修や仕様を追加等する契約変更が必要になっていたもの

厚生労働省は、経済性及び効率性を考慮して、医療保険者等が情報提供NWSに接続するための医療保険者等向け中間サーバーを一元的に構築することとしていた。同省は、業務見直し段階において医療保険者である財務省所管の国家公務員共済組合を業務見直し範囲に含めなかったため、国家公務員共済組合の既存システムで処理している現行の業務量やデータの内容等の分析を行わずに業務要件を決定しており、医療保険者等向け中間サーバーを国家公務員共済組合が利用する場合に必要な要件を定義していなかった。そして、厚生労働省は、平成27年6月に、国家公務員共済組合を除く医療保険者等に対応する中間サーバー等に係るソフトウェアの設計・開発等に係る請負契約を契約金額56億7108万余円で締結した（以下、当該契約を「27年6月契約」という。）。

一方、国家公務員共済組合は、26年度中に医療保険者等向け中間サーバーを他の医療保険者等と共同で利用することを決めていたものの、同省が27年6月契約を締結する前までに同省との間で医療保険者等向け中間サーバーを共同で利用するために必要な具体的な要件の検討を行っておらず、現状の業務分析や医療保険者等向け中間サーバーを共同で利用するために必要な要件の調査等を実施したのは27年11月以降となっていた。

この結果、国家公務員共済組合は、同省が整備する医療保険者等向け中間サーバーを共同で利用するための改修を28年度から30年度までの間に自ら行うこととなり（28年度契約計2件、964万余円、29年度契約計2件、12億2338万余円（29年4月時点））、情報連携の開始時期は30年7月に延期されることになった。

また、同省は27年6月契約の調達仕様書等では医療保険者等間連携（各医療保険者等が保有している被保険者情報の授受を医療保険者等向け中間サーバーを介して行えるようにする仕組み）を業務要件の事項としていたが、この業務要件を確実に実現するために必要な機能要件を同省が調達仕様書等に記載していなかったことが契約締結後に判明した。

この結果、同省は、契約締結後に要件を定義し直すことになり、27年6月契約について、他の仕様変更が必要となった事項を含め、27年10月及び28年4月に2回の変更契約を締結し、契約金額を33億9607万余円増額していた。

＜事例2＞ 業務見直し段階での業務実施手順の検討が十分でなかったことにより要件定義に不備があったため、改修を行うことが必要になっていたもの

厚生労働省は、平成27年度に、ハローワークシステムの整備に係る請負契約を79億1385万余円で締結した。同省は、当該請負契約の調達仕様書等を作成するに当たり、既存の業務の見直

しを行った上で、要件定義を実施していた。

ハローワークシステムでは、情報照会機関が、離職者に対する失業等給付等の情報を情報提供NWSを通じて情報照会することができるものとなっている。ハローワークシステムへのマイナンバーの登録は、離職者が失業給付を受給する際に提出する申請書に自己のマイナンバーを記載することにより行われるが、28年1月分から12月分までのマイナンバーの記載率は平均28.0%と低調であり、マイナンバーの記載がない場合は、ハローワークシステムにマイナンバーを登録できず、情報連携を行うことができないため、情報照会機関の業務に影響が生ずるおそれがある。一方、こうした場合においても、同省が地方公共団体情報システム機構に照会することにより、当該離職者の4情報からマイナンバーを取得することは可能と認められる。

しかし、同省は、業務見直し段階で、情報照会機関の業務への影響やこれを回避するための業務実施手順を十分に考慮しておらず、地方公共団体情報システム機構に照会して離職者の4情報からマイナンバーを取得する機能を要件として調達仕様書に記載していなかった。

また、同省は、ハローワークシステムが保有するマイナンバーに取扱権限を有する職員がアクセスした記録（以下「アクセスログ」という。）を取得する機能を要件として調達仕様書に記載していた。

しかし、同省は、職員による不要なアクセスの発見等のために管理者等がアクセスログを管理・確認する手順を業務見直し段階で十分に考慮していなかったことから、管理者等が記録を管理・確認する機能を要件として含めなかった。

その後、同省は、ハローワークシステムの整備の過程で地方公共団体情報システム機構にマイナンバーを照会する機能の必要性を、また、個人情報保護委員会の指摘を受けて管理者等によるアクセスログの管理・確認機能の必要性を認識したため、再度業務の見直しを行い、29年度中に、上記の機能を追加するためのハローワークシステムの改修を行うこととしている。

＜事例3＞ 業務見直し段階での業務見直し範囲の検討及び関係者分析が十分でなかったことにより要件定義に不備があったため、情報システムの調達に手戻りが生ずるなどして、計画が遅延しているもの

文部科学省は、高等学校等就学支援金の支給額の決定等の業務の簡素化・合理化を図るために、マイナンバー制度に対応した高等学校等就学支援金事務処理システムを平成29年7月までに新たに整備することとし、27年5月に、同システムの設計・開発の調達等の支援に係る請負契約を9180万円で締結した。同省は、同システムの調達仕様書案に対する意見招請の際に提出される意見への回答案の作成、当該回答案を踏まえた調達仕様書案の修正、設計・開発の契約締結後における工程管理支援業務等を業者に請け負わせるとしていた。

しかし、情報システムの整備に必要不可欠な業務の見直しの不足が判明し、業務を見直す範囲を再度検討することを含めて、調達仕様書案に記載した要件の見直しが必要となったことから、予定していた意見招請を取り止め、調達の計画を無期限に延期した。

その後、同省は、改めて業務見直しを行い、その結果に基づき修正した調達仕様書案により27年10月に意見招請を行ったが、関係者分析の不足により業務フローの修正等が発生する可能性が生じたことから、意見招請を中止した。この結果、同省は、28年3月に変更契約を締結して、関係者分析を含む現状の業務の分析及び新たな調達仕様書案の作成に係る業務を追加するとともに、原契約の仕様に含まれていた工程管理支援業務を削除した上で、29年4月に追加契約を締結して、改めて工程管理支援業務を請け負わせることとした。

このように、業務見直し段階における業務見直し範囲の検討や関係者分析が十分でなかったことから、調達に手戻りが発生し、上記の変更契約及び追加契約により契約金額の合計は1億51

20万円と当初の9180万円に対して5940万円の増額となり、また、同省は、同システムの本格運用及び情報連携の開始時期を31年4月に延期することになっていた。

次に、前記6機関の14システムに係る契約90件のうち、システム設計・開発のために締結していた5機関の12システムに係る契約38件（変更契約を除く。）をみたところ、要件定義書を作成せずに調達仕様書又は他の文書に要件を記載していたものが多数見受けられた。

そこで、標準ガイドライン等に基づき業務要件、機能要件又は非機能要件として具体的に定義することとされている内容が、要件定義書又は調達仕様書等のいずれかに記載されているかをみたところ、図表1-3のとおり、上記の契約38件のうち、内閣官房で3件、国税庁で12件、厚生労働省で1件の計16件の契約で、要件定義書又は調達仕様書等のいずれにも内容が明確に記載されていない状況が見受けられた。その主な理由は、調達仕様書等に要件の事項名等を記載していることをもって具体的な内容を記載しているとしていたものが3件（18.7%）、情報システムの特性や開発内容により具体的な内容を記載する必要がないとしていたものが12件（75.0%）、既存システムの請負業者との随意契約であって当該業者が既に内容を把握しているため改めて内容を記載する必要がないとしていたものが1件（6.2%）となっていた。

図表1-3 要件定義書等に要件として具体的に定義することとされている内容が明確に記載されていない契約の状況

機関名	情報システム名	契約 件数	具体的な内容の記載がない事項		
			業務要件	機能要件	非機能要件
内閣官房	情報提供NWS	1	—	—	ユーザビリティ及び アクセシビリティ(1) 引継ぎ(1)
	マイナポータル	1	—	—	引継ぎ(1)
	情報保護評価書受付システム	1	—	—	中立性 (1)
国税庁	国税総合管理システム	12	業務の継続の方針 等 (11)	—	継続性 (10)
厚生労働省	ハローワークシステム	1	規模 (1) 時期・時間 (1)	—	—
計 3機関	計 5システム	16			

注(1) 業務要件及び非機能要件の事項の右側の括弧書きの数字は、要件として具体的に定義することとされている内容が明確に記載されていなかった要件定義書等に係る契約数を表している。

注(2) 標準ガイドラインの施行前に入札公告又は入札公示が行われた契約を含む。

注(3) 標準ガイドラインの施行前に入札公告又は入札公示が行われた契約については、標準ガイドライン施行前の情報システムに係る政府調達の手引であり、要件定義に関連して標準ガイドラインと同様の内容が記載された「情報システムに係る政府調達の基本指針」（平成19年3月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び「「情報システムに係る政府調達の基本指針」実務手引書」（平成19年7月総務省行政管理局）により整理している。

適切に定義された要件の具体的な内容が要件定義書又は調達仕様書等のいずれにも記載されていない場合、情報システムが備えるべき機能・性能等を業者と明確に共有することができず、調達計画の遅延や情報システムの機能・性能が要求水準に満たないものとなる事態等が生じ、情報連携のスケジュール全体にも遅延が生ずるおそれが高まることになる。

イ 総合評価落札方式による一般競争入札の実施状況等

(ア) 総合評価落札方式による一般競争入札の実施状況

前記の国の行政機関が締結した6機関の14システムに係る契約90件（契約金額計835億1554万余円）のうち、変更契約を除く6機関の14システムに係る契約63件

（契約金額計793億9907万余円）の契約方式をみたところ、随意契約が4機関の7システムに係る契約20件（契約金額計234億6874万余円、29.5%）、最低価格落札（注9）

方式による一般競争入札が2機関の3システムに係る契約6件（契約金額計2億708

6万余円、0.3%)、総合評価落札方式による一般競争入札が5機関の10システムに係る契約37件(契約金額計556億5946万余円、70.1%)となっており、総合評価落札方式による一般競争入札を実施していた契約が件数、契約金額ともに最も多くを占めていた(機関ごとの内訳については、別表2参照)。

(注9) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする契約方式

総合評価落札方式は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第2項の規定に基づく落札者の決定方法の一つであり、価格だけでなく、性能、機能等の条件も併せて総合的に評価し、国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする方式である。

総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たっては、国は、標準ガイドライン等に基づき、次のような透明性及び公平性の確保に資する措置を執ることとなっている。

総合評価落札方式における提案書の評価基準では、標準ガイドライン等に基づき、制度、業務及びシステムに対する理解度、要件定義の理解度、プロジェクトの計画能力・管理能力、設計・開発等に関する技術的能力、設計・開発等の実績等のほか、具体的な実現の方法等に係る提案が加點評価項目として設定されることとなっている。そして、「公共調達の適正化について」(平成18年8月財計第2017号)によれば、総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、評価方法の作成や落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講ずるよう努めることなどとされている。

また、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(平成25年7月調達関係省庁申合せ)によれば、総合評価における入札者の申込みに係る性能等の評価及び落札の結果を直ちに記録し、特に、技術的要件の審査結果については、各評価項目に評価の結果及びその理由を記録するものとされている。

そこで、総合評価落札方式による一般競争入札を実施していた前記の契約37件(5機関の10システム)について、上記の透明性及び公平性の確保に資する措置の実施状況をみたところ、図表1-4のとおりとなっていた。

すなわち、①評価方法の作成段階において、評価項目、評価基準及び配点が適切に設定されているかを学識経験者等の第三者が事前に審査していなかったものが2機関の3システムに係る契約10件、②落札者の決定段階において、学識経験者等の第三者を審査員に含めていなかったものが3機関の4システムに係る契約12件あった。また、③技術的要件の審査結果に各評価項目の評価理由を記述していなかったものが1機関の2システムに係る契約5件あった（機関ごとの内訳については、別表3参照）。

図表1-4 総合評価落札方式による契約相手方の選定過程における透明性及び公平性の確保に資する措置の実施状況

事態の態様	該当機関数	情報システム数	契約件数
①評価方法の作成段階において、評価項目、評価基準及び配点が適切に設定されているかを学識経験者等の第三者が事前に審査していなかったもの	2	3	10
②落札者の決定段階において、学識経験者等の第三者を審査員に含めていなかったもの	3	4	12
③技術的要件の審査結果に各評価項目の評価理由を記述していなかったもの	1	2	5

各機関は、①から③までの事態の理由を、①については、評価項目の設定を含めた業務を外部有識者に委託する契約であったため第三者を入れる必要がないと判断したことなど、②については、学識経験者等の第三者を審査員に含める規定がないことなど、③については、各評価項目の評価理由は技術点の算定に必要がないと判断したことなどによるとしている。

しかし、総合評価落札方式による一般競争入札においては、価格のみならず技術等の条件を総合的に勘案して落札者が決定されることから、発注者による提案の審査の透明性及び公平性を確保することが必要である。そのためには、評価基準等の作成や落札者決定の各段階で学識経験者等の第三者を審査員に含めること、各評価項目の評価理由を記録することが重要となっている。

(イ) 加点評価した提案内容の履行の担保の状況

(ア)のとおり、標準ガイドライン等に基づき、総合評価落札方式における提案書の評価基準では、制度、業務及びシステムに対する理解度等のほか、具体的な実

現の方法等に係る提案が加点評価項目として設定されることとなっている。そして、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」によれば、総合評価において評価した性能等については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保することとされている。

そこで、加点評価した提案内容の契約書における取扱いをみたところ、総合評価落札方式による一般競争入札を実施していた5機関の10システムに係る契約37件のうち、3機関の3システムに係る契約9件では、受注業者が提案書等に基づき業務を実施することとする旨や提案書等に基づく実施計画書に沿って業務を実施することとする旨を契約書、調達仕様書等の契約関係書類に記載しておらず、加点評価した提案内容の履行を求める契約となっていなかった（機関ごとの内訳については、別表3参照）。

これら9件の契約を行っていた3機関は、加点評価した提案内容の履行を契約関係書類に記載していなかった理由を、契約後に作成するプロジェクト計画書等に提案内容を記載させることにより確認していたためなどとしている。

しかし、加点評価した提案内容の履行について契約関係書類に記載していない場合は、その履行を契約上の義務として受注業者に求めることはできないことになる。

ウ 予定価格の積算内訳の状況

アのとおり、政府は、政府情報システムの標準的な整備及び管理について、標準ガイドラインの内容を補完するなどのために実務手引書を作成している。府省等の会計担当者は、実務手引書に基づき、予定価格の算定において業者から徴した見積りを活用するに当たっては、業者が設定した見積りの前提条件を確認するとともに、人件費について、要員の作業内容、職種及び工程の別に、工数と単価等に分解して、契約の履行に支障が生ずるものとならないよう精査することとなっている。

そこで、前記の国の行政機関がマイナンバー制度関連システムの設計・開発のために締結していた5機関の12システムに係る契約38件について、実務手引書に基づき人件費を作業工程別及び職種別に区分し作業工数と人件費単価に分解して予定価格を算定しているかをみたところ、図表1-5のとおりとなっていた。すなわち、予定価格の積算内訳書に、人件費を作業工程別に区分していたものの、作業要員としての技術者の職種別に区分していなかったものが1機関の1システムに係る契約5件あった。

また、人件費を作業工程別に区分していなかったものが4機関の6システムに係る契約10件となっており、このうち、技術者の職種別に区分していなかったものが3機関の5システムに係る契約7件あった。さらに、このうち、人件費を作業工数と人件費単価に分解していなかったものが、2機関の3システムに係る契約5件あった（機関ごとの内訳については、別表4参照）。

図表1-5 設計・開発契約の予定価格の積算内訳の状況

人件費の区分等の状況			該当機関数	情報システム数	契約件数	
作業工程別に区分していた	技術者の職種別に区分していた	作業工数と人件費単価に分解していた				
○	○	○	4	6	23	
		×	0	0	0	
		小計	注(1) 4	注(1) 6	23	
	×	○	1	1	5	
		×	0	0	0	
		小計	注(1) 1	注(1) 1	5	
	計		注(2) 4	6	28	
	×	○	○	1	1	3
			×	0	0	0
小計			1	1	3	
×		○	1	2	2	
		×	2	3	5	
		小計	3	5	7	
計		注(2) 4	6	10		
合計			5	12	38	

注(1) 同一の機関が同一の情報システムについて複数の契約を締結しており、技術者の職種別に区分した契約と区分していない契約を締結している機関及び情報システムが双方の該当機関数及び情報システム数欄に重複して計上されている。

注(2) 同一の機関が複数の契約を締結しており、人件費を作業工程別をしていた契約と作業工程別にしていない契約を締結している機関が双方の該当機関数欄に重複して計上されている。

このように、人件費を作業工程別又は職種別に区分したり作業工数と人件費単価に分解したりしていない場合、予定価格を適正に算定することが困難となり、適正

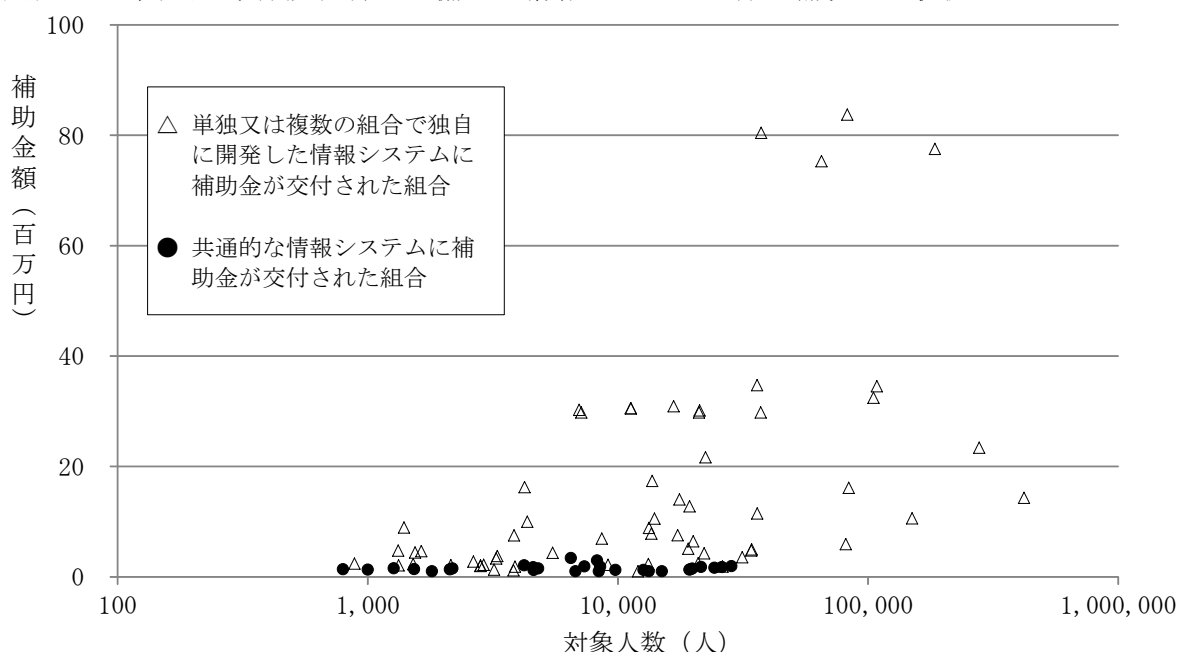
な額で情報システムの整備を行うことができなかったり、契約の履行に支障が生じたりするおそれがある。

エ 国の補助金等によるマイナンバー制度関連システムの整備に係る調達の状況

検査の対象とした170機関のうち、マイナンバー制度関連システムの整備に係る設計・開発業務等を国の補助金等により実施した162機関の契約413件に係る補助金等の額は、計148億4810万余円となっている。これらの機関のうち、11健康保険組合、90国民健康保険組合及び35後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格の管理や医療給付の管理等を行う医療保険者等として、互いに共通する機能を有する情報システムを運用することになっている。そして、各医療保険者等の情報システムの整備の方法をみたところ、次のとおりとなっていた。すなわち、健康保険組合では、独自で情報システムを開発した一部の組合を除く大部分の組合がパッケージソフトウェアを選択して利用していた。後期高齢者医療広域連合では、公益社団法人国民健康保険中央会が後期高齢者医療広域連合向けに一元的に開発した情報システムを全ての後期高齢者医療広域連合が使用していた。一方、国民健康保険組合では、単独又は複数の組合が共同して独自の情報システムを開発したり、全国国民健康保険組合協会が国民健康保険組合向けに一元的に開発した共通的な情報システムを負担金を支払って利用したりしていて、情報システムの整備の方法が混在していた。

そこで、90国民健康保険組合に交付された設計・開発等に係る補助金計10億2282万余円について、情報システムの整備の方法の違いによる補助金額をみたところ、図表1-6のとおりとなっていた。すなわち、一元的に開発された共通的な情報システムに対して組合が支払った負担金を対象として補助金が交付された組合と、組合が独自に開発した情報システムの開発費を対象として補助金が交付された組合を比較すると、情報システムの対象人数の多寡にかかわらず、独自に開発した情報システムの開発費を対象として補助金が交付された組合の方が補助金額がおおむね高額となる傾向が見受けられた（機関ごとの対象人数及び情報システムの分類の内訳については、別表1参照）。

図表1-6 国民健康保険組合が整備した情報システムに係る補助金の状況



（注）各組合における平成28年3月末時点の被保険者と被扶養者を対象人数としている。

マイナンバー制度関連システムでは、今後、制度改正に伴う既存システム等の整備が見込まれることから、今後の整備に当たっては、共通的な情報システムの利用を促進することにより、整備のために必要な経費を低減できると思料される。

（2）マイナンバー制度関連システムにおける情報連携等の状況

ア 情報連携の開始時期の遅延の状況

（ア）年金機構における情報連携の開始時期の延期による情報連携の遅延

1(2)イのとおり、年金情報流出事案の発生を契機としてマイナンバー法が改正され、年金機構における情報連携の開始時期が29年11月末までの政令で定める日まで延期されることとなったが、29年6月末時点で、この政令は定められていない。

そこで、検査の対象とした170機関の190システムについて、年金機構における情報連携の開始時期の延期による影響を確認したところ、図表2-1のとおりとなっていた。すなわち、年金機構に対する情報照会を予定していた16機関における27システムについては、年金機構に対する情報照会の機能を当面使用できず、これらの情報システムを利用する各機関は、書面により年金機構に問い合わせるなど、従来行っている照会の方法により事務を行うこととしていた。また、国家公務員共済組合連合会（以下「KKR」という。）は、年金機構に対する情報照会を行わないものの、年金業務の一環として、市町村が保有する特定個人情報について

情報照会を行ったり、KKRが保有する特定個人情報について市町村、健康保険組合等に情報提供を行ったりする必要があることから、公的年金業務システムを利用した情報連携を29年7月に開始できるよう必要な整備を行った。しかし、KKRは、27年10月に始まった被用者年金一元化後の年金制度では、全年金保険者が同時に情報連携を開始できなければ国民に無用な混乱を生じさせることになるとして、情報連携の開始時期を年金機構と合わせることにしている。このため、KKRが整備を行った公的年金業務システムは、情報連携を予定している各機関に対する情報連携の機能を当面使用できない状況になっていた。

(注10) 被用者年金一元化 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）に基づき、厚生年金と三つの共済年金（国家公務員共済年金、地方公務員共済年金及び私立学校教職員共済年金）に分かれていた被用者の年金制度が平成27年10月から厚生年金に統一されたこと

図表2-1 年金機構における情報連携の開始時期の延期による影響を受ける情報システム

機関名	情報システム名	事務の内容	当初の情報連携 開始予定時期
年金機構に対する情報照会が行えないため、当該機能が当面使用できない情報システム			
厚生労働省	労働基準行政システム	労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務	平成29年1月
	ハローワークシステム	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務	29年1月
		職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務	29年1月
独立行政法人日本学生支援機構	情報連携用システム	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	29年7月
独立行政法人農業者年金基金	農業者年金記録管理システム	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事務の給付の支給等に関する事務	29年7月
全国健康保険協会	個人番号管理システム	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	29年7月
		船員保険法等による保険給付の支給に関する事務	29年7月
11健康保険組合	健康保険組合業務システム等（11システム）	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	29年7月
健康保険組合連合会（注）	パッケージシステム（11システム）	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	29年7月
計 16機関	計 27システム		
年金機構に対する情報照会を行わないが、年金機構と同時に情報連携を開始する必要があるため、情報連携を予定している各機関に対する情報連携の機能が当面使用できない情報システム			
K K R	公的年金業務システム	情報連携を行う全ての事務	29年7月

（注）健康保険組合連合会は、全国の健康保険組合（平成28年4月1日現在1,399組合）のうち、独自に情報システムを開発した健康保険組合を除く健康保険組合が選択して利用している各メーカーのパッケージソフトウェア11本について、マイナンバー制度に対応する改修を各メーカーに委託した機関である。

このように、年金機構における情報連携の開始時期の延期は、年金機構自身の事務だけでなく、多くの機関における事務の効率化や当該事務に関連する国民の利便性に影響を与えている。

（イ）データ標準レイアウトのデータ項目が情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかったことによる情報連携の遅延

情報提供NWSによる情報連携を実現するためには、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等の各機関の情報システムにおいて、情報連携の対象とする特定個人情報を作成するデータ項目（総所得金額、医療費控除額等）を整理し、データの仕様を統一するなどし、これらを情報照会機関及び情報提供機関が共有した上で、マイナンバー制度関連システムの整備を行う必要がある。

社会保障・税制度等を所管する府省（以下「所管府省」という。）は、情報提供機関が保有する特定個人情報を作成するデータ項目のうち、情報照会機関が必要とするデータ項目を地方税関係、医療保険給付関係等の60に及ぶ業務分野ごとに規定した文書（以下「データ標準レイアウト」という。）を作成しており、内閣官房がそれらを取りまとめて公表している。

内閣官房は、26年11月に、所管府省に対して、業務分野ごとに情報連携を行うデータ項目がデータ標準レイアウトに過不足なく規定されているかなどの確認を依頼するとともに、同年12月に、データ標準レイアウトをデジタルPMOに掲載した。これを受けて、各機関は、データ標準レイアウトを設計に反映させるなどしてマイナンバー制度関連システムの整備を行った。そして、内閣官房は、28年6月及び7月に、29年7月の情報連携の開始の際に用いるデータ標準レイアウトを確定し、デジタルPMOに掲載した（以下、このデータ標準レイアウトを「情報連携開始版」という。）。

しかし、デジタルPMOに掲載した後に情報連携開始版の不備を一部の機関から指摘されたため、所管府省が確認したところ、情報連携開始版では、国民健康保険組合等の事務に必要な一部のデータ項目が、市町村への情報照会に使用するデータ項目として規定されていなかったことが判明した。

一方、各機関は、情報連携開始版及びそれ以前に内閣官房から示されたデータ標準レイアウトに基づいて、マイナンバー制度関連システムの整備を進めていた。このため、図表2-2のとおり、検査の対象とした170機関の190システムのうち、127機関の127システムでは、一部のデータ項目の情報連携ができない状況となっていた。

内閣官房は、29年1月に、所管府省に対して、制度改正等により情報連携開始版に変更が生ずるものについて、情報連携開始版の改訂に係る作業を依頼し、所管

府省は、情報連携開始版で情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかったデータ項目についても上記の改訂に係る作業において修正を行った。

しかし、修正したデータ項目について、各機関の情報システムの改修に必要な十分な準備期間を確保する必要があることから、これに係る情報連携の開始時期は、29年7月から30年7月に延期されることになった。

図表2-2 データ標準レイアウトのデータ項目が情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかったことにより、一部のデータ項目の情報連携ができない状況となっていた情報システム

所管府省	機関名	情報システム数	情報連携ができない事務の内容	当初の情報連携開始予定時期	平成29年6月末現在の情報連携開始予定時期
厚生労働省	全国健康保険協会	1	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	29年7月	30年7月
	90国民健康保険組合	90	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収の事務	29年7月	30年7月
	35後期高齢者医療広域連合	35	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	29年7月	30年7月
計	126機関	126			
文部科学省	独立行政法人日本学生支援機構	1	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	29年7月	30年7月
計	1機関	1			
合計	127機関	127			

データ標準レイアウトのデータ項目が情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかったことにより、情報連携の開始時期を延期している事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例4> データ標準レイアウトのデータ項目が情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかったことにより、情報連携の開始時期を延期しているもの

東京食品販売国民健康保険組合等90国民健康保険組合（以下「90国保」という。）は、平成27年度に、国民健康保険に関する事務について、マイナンバー制度に対応するために、厚生労働省から社会保障・税番号制度システム整備費補助金（国庫補助金計10億2282万余円）の交付を受けて、マイナンバー制度関連システムの整備等を総事業費計14億6510万余円で実施した。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収の事務について情報照会機関が市町村に照会するために必要なデータ項目を示す地方税関係情報に係るデータ標準レイアウトについて、内閣官房は、同省に確認を依頼した上で、26年12月に、デジタルPMOに掲載していた。そして、90国保は、このデータ標準レイアウトを設計に反映させるなどして、情報システムの整備を行っていた。

しかし、上記のデータ標準レイアウトには、国民健康保険組合が必要とするデータ項目が情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかった。このため、90国保は、当該データ項目を照会する機能を情報システムに搭載することができなかった。

このことなどにより、90国保は、保険給付の支給又は保険料の徴収の事務のうち地方税関係情報に係る情報連携の開始時期を29年7月から30年7月に延期している。

データ標準レイアウトの一部のデータ項目が情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかった理由について、図表2-2の医療保険者等126機関に係る所管府省である厚生労働省は、上記のデータ項目がなくても126機関の情報連携に支障が生じないと判断してしまったためなどとしている。また、独立行政法人日本学生支援機構に係る所管府省である文部科学省は、情報提供機関である市町村に係る所管府省である総務省との情報連携に係る調整に時間を要したためなどとしている。

このように、データ標準レイアウトの一部のデータ項目が情報照会に使用するものとして正確に規定されていなかったことにより、前記127機関の127システムでは、その事務の一部が従来行っている方法により行われることになるため、当該事務の効率化や当該事務に関連する国民の利便性に影響を与えることになる。

イ 特定個人情報のデータベースの中間サーバー上の副本データへの反映状況

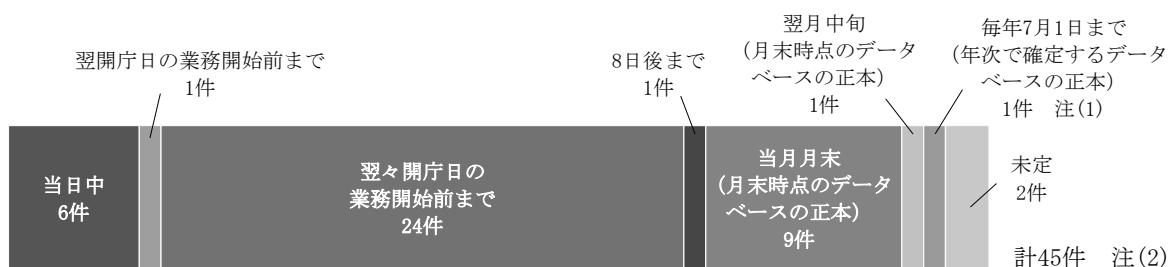
1(1)ウのとおり、中間サーバーには、情報提供を目的として既存システムの特定個人情報のデータベースの副本データが保存されることになっている。そして、情報連携は、情報照会機関が情報提供機関の副本データに照会することにより行われ、中間サーバーが情報連携の仲介の役割を担っている。

内閣官房は、所管府省の意見を踏まえ、各機関の作業期間等を考慮して、データベースの正本を登録・更新した日の翌々開庁日の業務開始前までに中間サーバー上の副本データに反映させることを基本として定めている。そして、特段の事情がある場合には、所管府省は、中間サーバー上の副本データに反映させる期限（以下「登録期限」という。）を特定個人情報ごとに個別に定めている。

内閣官房は、29年1月に、特定個人情報ごとの登録期限等を調査した結果をデジタ

ルPMOに掲載している。これによると、検査の対象とした170機関の190システムで情報照会又は情報提供を行う37の特定個人情報に係る登録期限は、図表2-3のとおり、データベースの正本を登録・更新した日の当日中が6件、翌開庁日の業務開始前までが1件、翌々開庁日の業務開始前までが24件、8日後までが1件となっていた。また、データベースの正本を月末等の一定の日に確定させた上で、その確定したデータベースを定期的に中間サーバー上の副本データに反映させることとしている特定個人情報があり、当該一定の日が月末であってその反映を同日に行うものが9件、翌月中旬に行うものが1件、一定の日が年1回であってその反映を毎年7月1日までにやるものが1件、未定が2件となっていた。

図表2-3 登録期限の設定状況



注(1) 年度途中で確定するデータに関しては、データベースの正本を登録・更新した後、7月1日を待たず速やかに中間サーバー上の副本データに反映させる。

注(2) 1件の特定個人情報に複数の登録期限が設定されている場合があるため、ここでの特定個人情報の総数の37とは一致しない。

このように、正本を登録・更新してから中間サーバー上の副本データに反映されるまでにタイムラグがある場合、その間に情報照会機関が照会すると、中間サーバーから正本よりも古い情報等が提供されることとなる。そこで、上記の特定個人情報について、正本よりも古い情報等が提供される場合に情報照会機関及び情報提供機関がとるべき手続等が周知されているかを確認したところ、手続等が周知されておらず、情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれがあるものが見受けられた。

これについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例5> 正本よりも古い情報等が提供されることで、情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれがあるもの

マイナンバー法の規定に基づき、医療保険者は、他の医療保険者から情報提供NWSを通じて被保険者資格情報等について情報照会を受けた場合、自己が保有する特定個人情報を提供しなければならないこととなっている。

被用者保険に加入している者が退職した場合、退職前に加入していた医療保険者において、被用者保険の資格喪失手続を行う必要がある。そして、医療保険者は、資格喪失日等の

情報について、既存システムにデータベースの正本を登録・更新し、登録期限までに、中間サーバー上の副本データに反映させることになる。その後、被用者保険の資格を喪失した者が被用者とはならず、市町村の国民健康保険に加入する場合、市町村は、医療保険者に対して、情報提供NWSを通じて、被用者保険の資格喪失日等の情報を照会することになる。

「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」は、データベースの正本を登録・更新した日の翌々開庁日の業務開始前までに中間サーバー上の副本データに反映されることになっている。したがって、被用者保険の資格を喪失した者が、資格喪失日又はその翌日に国民健康保険の加入を行った場合は、市町村が、情報提供NWSを通じて、退職前に加入していた医療保険者に対して被用者保険の資格喪失日等の情報を照会しても、被用者保険の資格を有する者としての情報が提供されてしまい資格喪失日等の情報が提供されないことから、市町村における被保険者証の発行等の業務に支障が生ずるおそれがある。

しかし、この場合にとるべき手続等は、医療保険者に周知されていなかった。

ウ 情報連携に係る情報の授受の方法

1(1)ウのとおり、各機関は、既存システム等を使用し、中間サーバー等を経由して情報連携を行う。各機関は、情報連携において、既存システム等が保有する個人を一意に特定する利用番号等を中間サーバーに取り込んで、情報連携のための符号を取得したり、中間サーバー上の他機関への情報照会の結果を既存システム等に取り込んで事務を処理したり、既存システム等の正本の登録・更新情報を中間サーバーに反映して副本データを最新のものにしたりすることになる。このため、既存システム等と中間サーバーとの間での情報の授受を正確にかつ効率的に行うことが重要となる。

そこで、29年7月の情報連携の開始を目指して情報連携の仕組みを導入し、又は導入を予定していた136機関の136システムについて、既存システム等と中間サーバーとの間の情報連携に係る情報の授受の方法をみたところ、図表2-4のとおり、既存システム等と中間サーバーを接続し、両システムの間で情報の授受を行うサーバー間(注11)連携の仕組みを導入するとしていた情報システムは、14機関の14システム(10.2%)にとどまり、大部分の機関がサーバー間連携を導入しないこととしていた。そして、これらの機関では、既存システム等と中間サーバーとの間の情報の授受を、一方の情報システムが保有する情報を他方の情報システムの端末等で直に手入力したり、外部記憶媒体に保存して他方の情報システムに読み込ませたりするなどして行うこととしていた。

(注11) サーバー間連携 複数の情報システムを回線で接続するなどして情報システム間で情報の授受や処理等を行う仕組み。マイナンバー制度

関連システムにおけるサーバー間連携では、既存システム等と中間サーバーとの間の情報の授受を、両システムの間で行う。また、情報の授受とともに情報連携に係る処理の依頼や回答も両システムの間で行われる。

図表2-4 情報連携に係る既存システム等と中間サーバーとの間の情報の授受の方法

機関名	情報の授受の方法				計
	サーバー間連携を導入する情報システム数	サーバー間連携を導入していない情報システム数			
			手入力	媒体による受渡し	
国の行政機関及び独立行政法人(3機関)	2	1	1	1	3
全国健康保険協会及び8健康保険組合	1	8	8	8	9
89国民健康保険組合	11	78	65	78	89
35後期高齢者医療広域連合	0	35	17	34	35
計136機関	14	122	91	121	136

(注) 複数の方法で行う情報システムがあるため、情報の授受の方法欄の手入力を行う情報システム数と媒体による受渡しを行う情報システム数の計はサーバー間連携を導入していない情報システム数と一致しない。

サーバー間連携を導入していない122機関の122システムについて、導入していない理由を各機関に確認したところ、図表2-5のとおり、51システムについては、処理件数が少ないなどの理由により、業務上、サーバー間連携を導入しても効果がないと判断していた。一方、71システムについては、事務の効率化に効果があるものの、他の機関が整備した情報システムであって独自にサーバー間連携機能を開発する手段がないなどと判断していた（機関ごとの内訳については、別表1参照）。

図表2-5 サーバー間連携を導入していない122機関が挙げた理由

サーバー間連携を導入していない理由	情報システム数
業務上、導入すると効果があると判断したのに導入していないもの	71
他の機関が整備した情報システムであり、独自にサーバー間連携機能を開発する手段がないため	36
既存システム等のネットワークと分離する必要があるため	15
開発費用が導入効果に見合わないため	12
開発手段があるが、サーバー間連携のための要件を既存システム等が満たすことができないため	2
サーバー間連携のための仕様が必要な時期までに提供されなかったため	2
その他	(注) 4
業務上、導入しても効果がないと判断して導入していないもの	51
計	122

(注) その他の内訳は、データ標準レイアウトの不備により一部のデータ項目が情報照会に使用するものとして規定されていないためが1システム、サーバー間連携に係る整備費は補助金交付の対象外とされたためが1システム、他の情報システムとの連携がサーバー間連携でないことに合わせるためが1システム及び検討中のためが1システムである。

しかし、サーバー間連携を導入しない場合、既存システム等と中間サーバーとの間で情報を受け渡す都度、既存システム等と中間サーバーに重複して入力作業を行う必要が生じたり、外部記憶媒体にデータを保存し、保存したデータを他方の情報システムに読み込ませることを人力で行ったりするなど、サーバー間連携により情報の授受を行う場合に比べて事務の効率化が十分に行われず、また、入力ミスが生じたり、外部記憶媒体を紛失したりするなどのリスクがある。

サーバー間連携を導入していなかったものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例6> サーバー間連携の開発に必要となる仕様が可能な時期までに所管府省から提供されなかったため、サーバー間連携を導入していなかったもの

中央建設国民健康保険組合及び東京土建国民健康保険組合は、それぞれの既存システムを情報連携に対応させるための改修を実施するに当たり、それぞれの組合の業務の効率性を勘案して、既存システムと医療保険者等向け中間サーバーとのサーバー間連携を含めて改修することを検討していた。そして、厚生労働省は、サーバー間連携の設計・開発に必要なインターフェイス仕様書の初版を平成27年11月に提供し、この中で、当該開発に必要な仕様をコンピュータが処理できる形式で記述したファイルを、今後提供するとしていた。そのため、両組合は、当該ファイルが提供されることを前提として、サーバー間連携の開発工

数を見積もったり、開発スケジュールを調整したりしていた。しかし、その後も当該ファイルの提供時期が明らかにならないまま、28年11月になっても提供されなかったため、29年7月の情報連携の開始に向けてサーバー間連携の開発を開始しなければならない時期に開発を開始することができなかった。そこで、両組合は、開発内容にサーバー間連携を含めないこととし、外部記憶媒体等を介したデータの受渡しなどにより既存システムと医療保険者等向け中間サーバーのデータを連携させることとした。

このため、両組合では、サーバー間連携を導入した場合と比較して、より多くの手作業が必要になっていると考えられる。

なお、両組合では、それぞれ1日当たり平均約150件又は150件超の申請等について、いずれも1申請等当たり数回の情報照会が必要となっているが、そのための既存システムと医療保険者等向け中間サーバーとの情報の授受を、中央建設国民健康保険組合では原則その全てを手入力により、東京土建国民健康保険組合では即時性を必要とする約半数を手入力、残りを媒体による受渡しにより、行うこととしている。

エ 内閣官房による関係機関間の情報共有環境整備の状況

1(2)アのとおり、内閣官房は、情報提供NWSの整備を進める上で、CIO連絡会議等を通じて関係機関全体の管理を行っており、デジタルPMOを通じて、各機関に対して、情報提供NWS等の外部インターフェイス仕様書やデータ標準レイアウト等の各種文書を公開している。さらに、デジタルPMOでは、各機関からの問合せへの対応や、頻出する問合せ事項への回答（以下「FAQ」という。）の公開も行われており、各機関は、情報システムの整備に当たって、デジタルPMO上の文書やFAQを活用して、調達仕様書の作成や業者から徴した見積書の精査等を行っている。

会計検査院は、29年1月の報告において、自治体の補助対象システムの整備の進捗が遅れているものについて、整備の進捗状況がデジタルPMOに登録されていないなどの状況を記述した。

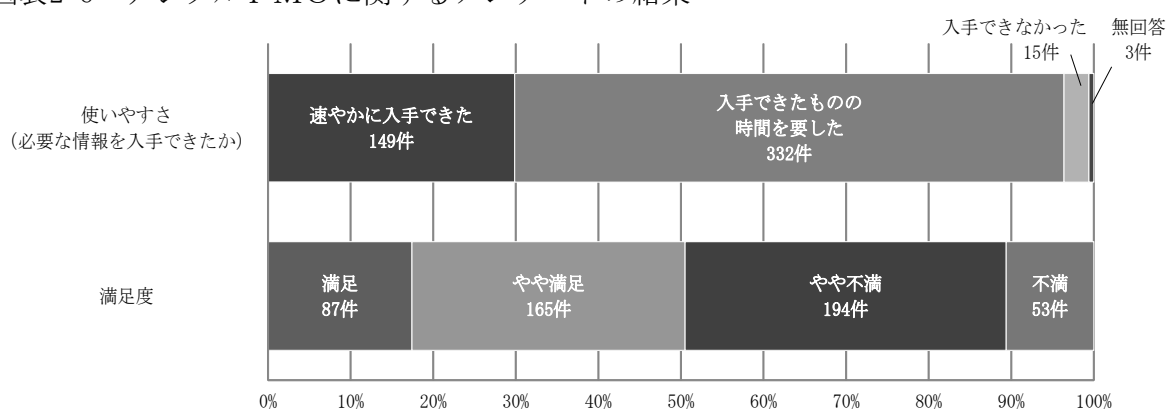
そこで、マイナンバー制度に関する情報共有で中心的な役割を果たしているデジタルPMOの使いやすさ、満足度等について、マイナンバー制度関連システムを整備する必要がある機関に会計検査院がアンケート調査を実施したところ、513件の回答があり、このうちデジタルPMOを使用したことがあるとした499件の回答結果は、図表2-6のとおりとなっていた。

すなわち、デジタルPMOの使いやすさに関しては、必要な情報を速やかに入手できたとしたものが149件（29.8%）となっていたが、必要な情報を入手できたものの時間を要したとしたものが332件（66.5%）、必要な情報を入手できなかったとし

たものが15件（3.0％）となっていた。

また、デジタルPMOの満足度に関しては、満足又はやや満足であるとしたものが252件（50.5％）、やや不満又は不満であるとしたものが247件（49.4％）となっていた。そして、それらの理由としては、必要な情報が網羅され集約されている（25件）、FAQが充実していて便利（17件）としているものがある一方、検索機能に問題がある（90件）、資料が体系的に整理されていないなどにより、必要な情報を探しにくい（89件）、専門性の高さや詳細な説明の不足等により、資料の内容が分かりにくい（35件）としているものなどがあった。

図表2-6 デジタルPMOに関するアンケートの結果



具体例として、文字検索を行っても必要な情報が表示されない、サイト全体の検索ができない、検索結果の表示がすぐ初期画面に戻ってしまうため使いにくい、情報が体系的に整理されておらず羅列されているため必要な情報を見つけるのに大変苦労する、資料の内容は一般の事務職員が読むには高度すぎると思われるが内容に対する説明が乏しいと感じるなどの回答があった。

満足と回答したものを除く412件の一部では、デジタルPMOに掲載された情報を活用するために、デジタルPMOから当該機関に係る情報を抽出してイントラネットで共有したり（46件、11.1％）、デジタルPMOの問合せ窓口又はテクニカルサポートを利用したり（37件、8.9％）、各機関内でデジタルPMOの専任者を設置したり（7件、1.6％）するなどして、デジタルPMOの使いにくさや分かりにくさを補完していた。このうち、デジタルPMOから情報を抽出してイントラネットで共有しているものについて、事例を示すと次のとおりである。

＜事例7＞ デジタルPMOに掲載された情報を速やかに入手するために別途独自の対応を行い、デジタルPMOを補完しているもの

健康保険組合は、自らデジタルPMOを使用して、それぞれのマイナンバー制度関連システムの整備等に必要な情報を入手することができることになっている。健康保険組合の事業活動を支える業務等は、健康保険組合の連合組織である健康保険組合連合会が行っており、健康保険組合連合会は、マイナンバー制度への確実な対応が行えるよう、健康保険組合が利用する全ての情報システムにおける改修の状況を管理している。

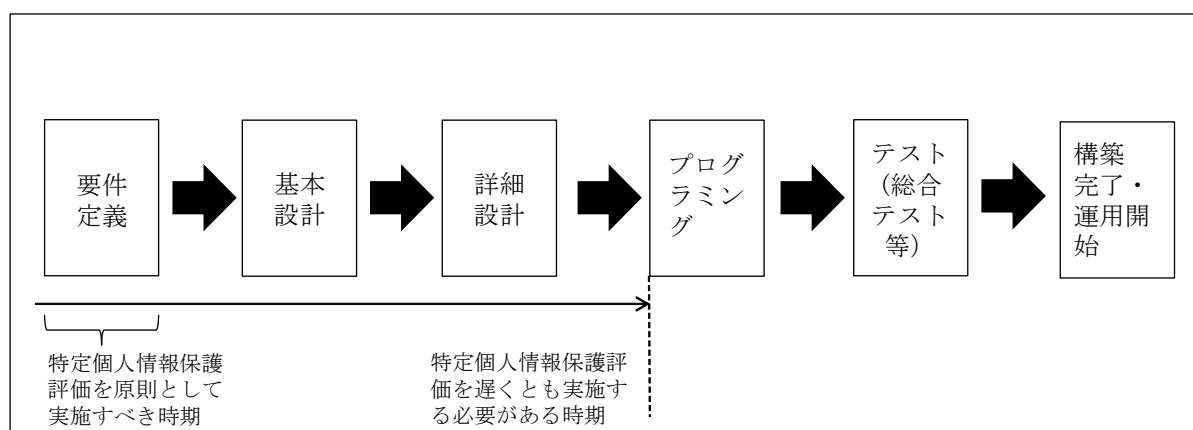
そして、健康保険組合連合会は、デジタルPMOの掲載内容を確認したところ、掲載されている膨大な技術的資料の中から必要な情報を入手するには相当の時間を要し、内容も専門性が高く健康保険組合の担当者には分かりにくいものになっており、健康保険組合がデジタルPMOから必要な情報を速やかに入手することは困難と判断した。

このため、健康保険組合連合会は、健康保険組合専用のイントラネットに、デジタルPMOに掲載された情報のうち、健康保険組合に必要な情報のみを抽出して分かりやすく解説したマイナンバー制度対応用のサイトを設けることで、別途健康保険組合と情報共有し、デジタルPMOの使いにくさや分かりにくさを補完していた。

(3) マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価の実施状況

1(3)のとおり、マイナンバー法等によれば、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を対象として、特定個人情報保護評価を実施することとされている（以下、特定個人情報保護評価を実施する行政機関の長等を「評価実施機関」という。）。そして、指針等によれば、特定個人情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、十分な時間的余裕をもって実施する必要があるとされており、新規に情報システムで特定個人情報ファイルを保有しようとする場合の特定個人情報保護評価の実施時期は、経過措置の対象となるものを除き、情報システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするとしてされている。また、要件定義の終了までに特定個人情報保護評価を実施できない場合は、遅くともプログラミング開始前の適切な時期にこれを実施する必要があるとされている（図表3-1参照）。なお、パッケージシステムを導入する場合は、情報システムへ当該パッケージシステムを適用することが図表3-1のプログラミングに相当するとされており、この適用前までに特定個人情報保護評価を実施するなどとしてされている。

図表3-1 特定個人情報保護評価の実施時期



また、マイナンバー法等によれば、評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容等に重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再度実施することとされている。そして、その実施時期は、情報システムの開発を伴う場合には新規に情報システムで特定個人情報ファイルを保有する場合に準ずることとされている。

そこで、検査の対象とした170機関の190システムのうち、特定個人情報ファイルを保有することから特定個人情報保護評価を実施することとなっている事務を取り扱う132機関の134システムについて、28年12月までに特定個人情報保護評価が実施された171件の状況をみると、図表3-2のとおりとなっていた。すなわち、特定個人情報保護評価が情報システムの要件定義の終了までに実施されていたものが55件（29機関の29システム、32.1%）あった一方、残りの116件（104機関の105システム、67.8%）^{（注12）}の特定個人情報保護評価は要件定義の終了までに実施されていなかった。

（注12） 同一の機関において、特定個人情報保護評価を情報システムの要件定義の終了までに実施している事務と実施していない事務があるため、機関数の内訳の計と合計は一致しない。

上記の116件について、実施されていなかった理由を各機関に確認したところ、特定個人情報保護評価の準備や評価書の作成作業に時間を要したため（51件、43.9%）、公益社団法人国民健康保険中央会が後期高齢者医療広域連合向けに一元的に開発した情報システムを厚生労働省が独自のシステム開発ではなくパッケージシステムの導入と整理して、同省の手引きなどで実施時期を当該システムが提供されるまでに実施すると示していたため（35件、30.1%、35後期高齢者医療広域連合）、特定個人情報保護評価の実施時期について理解が不足していたため（11件、9.4%）、要件定義後の工

程で評価書の記載項目をより詳細に検討する必要があったため（3件、2.5%）などとしていた。

さらに、前記116件のうち、要件定義の終了後から詳細設計の開始前までに実施されていたものは1件、詳細設計の開始からプログラミング開始前までに実施されていたものは11件、プログラミング開始から総合テストの開始前までに実施されていたものは13件、総合テストの開始から構築完了までに実施されていたものは60件、構築完了後に実施されていたものは31件となっていた（機関ごとの内訳については、別表1参照）。

図表3-2 特定個人情報保護評価の実施時期

特定個人情報保護評価の実施時期	情報システムの要件定義の終了までに実施した	情報システムの要件定義の終了までに実施していなかった						計
		要件定義の終了後から詳細設計の開始前までに実施した	詳細設計の開始からプログラミング開始前までに実施した	プログラミング開始から総合テストの開始前までに実施した	総合テストの開始から構築完了までに実施した	構築完了後に実施した		
機関数	29	104	1	11	13	50	31	132
情報システム数	29	105	1	11	13	50	31	134
特定個人情報保護評価の実施件数	55	116	1	11	13	60	31	171

注(1) 特定個人情報保護評価の実施が義務づけられていない事務に該当するもの及び経過措置に該当するものは除いている。

注(2) 特定個人情報保護評価が実施された事務のうち、複数の事務が同一の情報システムで処理される場合があるなどのため、機関数、情報システム数及び特定個人情報保護評価の実施件数は一致しないものがある。

注(3) 同一の機関において、特定個人情報保護評価を情報システムの要件定義の終了までに実施している事務と実施していない事務があるため、機関数の内訳の計と合計は一致しない。

注(4) 後期高齢者医療広域連合の情報システムのように、特定の機関のために一元的に開発された情報システムについては、パッケージシステムではなく独自に整備した情報システムと同様のものとして、開発のどの段階で特定個人情報保護評価が実施されているのかを集計している。

このように、特定個人情報保護評価が要件定義の終了までに実施されていなかったものが数多く見受けられたが、特定個人情報保護評価の結果によっては情報システムの事後の大規模な仕様変更等によるコストの増加やスケジュールの遅延が生ずるおそれがある。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、医療保険者等の各機関は、24年度以降順次マイナンバー制度関連システムの整備に着手した。このうち、自治体は、総務省及び厚生労働省から補助金の交付を受けて、マイナンバー制度の導入に必要な情報システムの整備を行い、27年10月に住民基本台帳システムの利用、マイナンバーの付番及び通知カードによるマイナンバーの通知を開始し、28年1月にマイナンバーカードの交付及びマイナンバーの利用を開始した。

会計検査院は、自治体が行うマイナンバー制度の導入に係る補助事業の実施状況等について先行して検査を実施し、29年1月に報告したところである。

一方、国の行政機関等は、28年1月以降にマイナンバー制度関連システムによるマイナンバーの利用を開始するとともに、29年秋頃から本格運用を開始する情報連携のために必要な設計・開発業務等の契約を締結している。そして、マイナンバー制度関連システムの整備等に関する国の支出（自治体への補助金を除く。）は、24年度2億余円、25年度1億余円、26年度128億余円、27年度357億余円（いずれも決算額）、28年度497億余円（予算現額）、29年度122億余円（当初予算額）と多額に上っている。

そこで、会計検査院は、国の行政機関等におけるマイナンバー制度関連システムの整備等の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、マイナンバー制度関連システムの整備は、関係法令等の趣旨に沿って適切に行われているか、また、経済的なものとなっているか、マイナンバー制度関連システムにおいて、各機関による情報の管理が効率化されるよう情報連携の仕組みは適切に整備されているか、また、各機関による調整は、行政運営の効率化に資するよう適切に行われているか、マイナンバー制度関連システムの整備に当たり、特定個人情報保護評価は、情報管理の適正を確保するよう適切に実施されているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア マイナンバー制度関連システムの整備の状況

- (ア) 国の行政機関6機関の14システムについて、業務見直し段階での検討状況をみたところ、2機関の3システムで、業務見直し段階での業務見直し範囲及び業務実施手順の検討等が十分でなかったため、契約締結後に、業務要件やこれを実現するための機能要件の定義の不備が判明して、情報システムの改修や契約変更が必要

となったり、開発の進捗計画から遅延したりしていた。また、標準ガイドライン等に基づき業務要件、機能要件又は非機能要件として具体的に定義することとされている内容が、要件定義書又は調達仕様書等のいずれかに記載されているかをみたところ、国の行政機関がマイナンバー制度関連システムの設計・開発のために締結していた12システムに係る契約38件のうち16件で、内容が明確に記載されていない状況が見受けられた（20～26ページ参照）。

(イ) 総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たっての透明性及び公平性の確保に資する措置の実施状況をみたところ、国の行政機関5機関の10システムに係る契約37件のうち、評価方法の作成段階において、評価項目、評価基準及び配点が適切に設定されているかを学識経験者等の第三者が事前に審査していなかったものが2機関の3システムに係る契約10件、落札者の決定段階において、学識経験者等の第三者を審査員に含めていなかったものが3機関の4システムに係る契約12件、技術的要件の審査結果に各評価項目の評価理由を記述していなかったものが1機関の2システムに係る契約5件となっていた。また、加点評価した提案内容の契約書における取扱いをみたところ、5機関の10システムに係る契約37件のうち、3機関の3システムに係る契約9件では、受注業者が提案書等に基づき業務を実施することとする旨や提案書等に基づく実施計画書に沿って業務を実施することとする旨を契約書、調達仕様書等の契約関係書類に記載しておらず、加点評価した提案内容の履行を求める契約となっていなかった（26～29ページ参照）。

(ウ) 実務手引書に基づき人件費を作業工程別及び職種別に区分するなどして予定価格を算定しているかをみたところ、5機関の12システムに係る契約38件のうち、人件費を作業工程別に区分していたものの技術者の職種別に区分していなかったものが1機関の1システムに係る契約5件、人件費を作業工程別に区分していなかったものが4機関の6システムに係る契約10件となるなどしていた（29～31ページ参照）。

(エ) 国の補助金等によるマイナンバー制度関連システムの整備に係る調達の状況についてみたところ、国民健康保険組合のうち、共通的な情報システムに対して組合が支払った負担金を対象として補助金が交付された組合と比較して、組合が独自に開発した情報システムの開発費を対象として補助金が交付された組合の方が補助金額がおおむね高額となる傾向が見受けられた（31、32ページ参照）。

イ マイナンバー制度関連システムにおける情報連携等の状況

- (ア) 年金機構における情報連携の開始時期の延期による影響を確認したところ、年金機構に対する情報照会を予定していた16機関における27システムについては、年金機構に対する情報照会の機能を当面使用できず、これらの情報システムを利用する各機関は、書面により年金機構に問い合わせるなど、従来行っている照会の方法により事務を行うこととしていた。データ標準レイアウトについて、国民健康保険組合等の事務に必要な一部のデータ項目が、市町村への情報照会に使用するデータ項目として規定されていなかったことから、検査の対象とした170機関の190システムのうち、127機関の127システムでは、一部のデータ項目の情報連携ができず、情報連携の開始時期が29年7月から30年7月に延期されることになっていた（32～37ページ参照）。
- (イ) 情報照会機関が照会する中間サーバー上の副本データの登録期限についてみたところ、反映されるまでにタイムラグがある特定個人情報があり、そのタイムラグの間に照会が行われ、正本よりも古い情報等が提供される場合に情報照会機関及び情報提供機関がとるべき手続等が周知されておらず、情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれがあるものが見受けられた（37～39ページ参照）。
- (ウ) 既存システム等と中間サーバーとの間の情報連携に係る情報の授受の方法をみたところ、29年7月の情報連携の開始を目指していた136機関の136システムのうち、既存システム等と中間サーバーを接続して情報の授受を行うサーバー間連携の仕組みを導入するとしていたものは14機関の14システムにとどまっていた。そして、大部分の機関が、サーバー間連携を導入せずに、既存システム等と中間サーバーとの間の情報の授受を、端末等で直に手入力したり、外部記憶媒体により受け渡したりするなど、事務の効率化が十分行われず、また、入力ミスや外部記憶媒体の紛失等のリスクがある方法により行うことにしていた（39～42ページ参照）。
- (エ) マイナンバー制度に関する情報共有で中心的な役割を果たしているデジタルPMOの使いやすさ、満足度等についてアンケート調査を実施したところ、デジタルPMOを使用したことがあるとした499件のうち、使いやすさに関しては、必要な情報を速やかに入手できたとしたものが149件、必要な情報を入手できたものの時間を要したとしたものが332件、必要な情報を入手できなかったとしたものが15件となっていた。また、満足度に関しては、満足又はやや満足であるとしたもの

が252件となっていた一方、やや不満又は不満であるとしたものが247件となっており、その理由としては、検索機能に問題がある（90件）、資料が体系的に整理されていないなどにより、必要な情報を探しにくい（89件）、専門性の高さや詳細な説明の不足等により、資料の内容が分かりにくい（35件）としているものなどがあった（42～44ページ参照）。

ウ マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価の実施状況

マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価の実施状況について見たところ、132機関の134システムについて28年12月までに実施された171件の特定個人情報保護評価のうち、116件（104機関の105システム）の特定個人情報保護評価は情報システムの要件定義の終了までに実施されておらず、このうち要件定義の終了後から詳細設計の開始前までに実施されていたものは1件、詳細設計の開始からプログラミング開始前までに実施されていたものは11件、プログラミング開始から総合テストの開始前までに実施されていたものは13件、総合テストの開始から構築完了までに実施されていたものは60件、構築完了後に実施されていたものは31件となっていた（44～46ページ参照）。

(2) 所見

マイナンバー制度関連システムは、29年7月に情報連携の試行運用が開始され、29年秋頃から本格運用が開始されることになっている。また、現在も既存システム等の整備が進められているところも見受けられる。今後、試行運用及び本格運用における対応や、制度の改正等による更なる情報システムの整備が必要になることも想定される。

については、マイナンバー制度関連システムの整備等について、今後、次の点に留意して取り組んでいく必要がある。

ア マイナンバー制度関連システムの整備

国の行政機関は、情報システムの調達に当たっては、業務見直し段階における業務見直し範囲及び業務実施手順の検討等を十分に行い、要件の具体的内容を適切に定義して、要件定義書又は調達仕様書等のいずれかに記載して業者と明確に共有すること。総合評価落札方式による一般競争入札では、評価基準等の作成や落札者決定の各段階で学識経験者等の第三者を審査員に含めるなどの透明性及び公平性に資する措置を講ずるとともに、加点評価した提案内容が確実に履行されるように契約書、調達仕様書等の契約関係書類において担保すること。また、予定価格の算定に

当たっては、実務手引書に基づいて人件費を作業工程別及び職種別に区分するなどすること

イ マイナンバー制度関連システムにおける情報連携等

(ア) 所管府省は、今後のデータ標準レイアウトの作成、改訂等に当たっては、情報連携に支障がないよう関係機関から現場の意見を聴取するなど十分に調整を行うなどして、情報照会に使用するデータ項目を正確に規定すること。また、中間サーバーから正本よりも古い情報等が提供されることにより情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれがあるものについて、情報照会機関及び情報提供機関がとるべき手続等を検討して関係機関に周知すること

(イ) 内閣官房は、所管府省がデータ標準レイアウトを作成、改訂したり、情報照会機関の業務に支障が生ずるおそれがあるものについて必要な事務手続を関係機関に周知したりする上で必要な支援を一層行っていくこと。各機関がデジタルPMOにおいて適切に情報を共有し、その情報を必要とする機関が情報を的確に探し当てて速やかに入手できるよう、より一層各機関の支援を行うこと

(ウ) 国の行政機関等は、行政事務の効率化のための機能が十分に整備されていないマイナンバー制度関連システムについて、正確な情報を直接かつ迅速に授受して作業の重複を排除するなどして、行政事務の正確性及び効率性を高めるような機能改修等について、長期的な観点から検討を行っていくこと

ウ マイナンバー制度関連システムの整備における特定個人情報保護評価の実施

評価実施機関は、現在整備を進めている情報システム及び今後整備が必要となる情報システムについて、事後の大規模な仕様変更等によるコストの増加やスケジュールの遅延が生じないよう特定個人情報保護評価を適切な時期に実施すること

会計検査院としては、マイナンバー制度が社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であることを踏まえつつ、29年秋頃から本格運用が開始される情報連携を含めたマイナンバー制度の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

別 表 目 次

別表 1	国の行政機関等のうち170機関が整備又は運用を行う必要があるマイナンバー 制度関連システムの状況	53
別表 2	国の行政機関が締結した契約の方式（変更契約を除く。）	64
別表 3	国の行政機関が実施した総合評価落札方式による一般競争入札の実施状況等	65
別表 4	国の行政機関が締結した設計・開発契約の予定価格の積算内訳の状況	66

別表1 国の行政機関等のうち170機関が整備又は運用を行う必要があるマイナンバー制度関連システムの状況

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 分類情報システムの 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サしてバ ーない間連 理携を導 注(9)	3(3) (図表3-2) 価特 の実 個人 施人 情報 保護 評 注(10)
1	内閣官房	情報保護評価書受付システム	1	平成24	1	4,221		—	—	—	—
				25	2	18,375					
				26	—	114,480					
				計	3	137,076					
		マイナポータル	1	24	1	24,990		—	—	—	③
				26	2	487,367					
				27	2	1,103,893					
				計	5	1,616,251					
		情報提供NWS	1	24	2	167,401		—	—	—	—
				25	4	57,494					
				26	4	5,097,908					
				27	4	4,363,725					
				28	—	283,412					
				計	14	9,969,942					
2	内閣府本府	マイナポータル	1					—	—	—	—
3	個人情報保護委員会	情報保護評価書受付システム	1	27	2	20,412		—	—	—	—
				28	1	—					
				計	3	20,412					
4	総務省	中間サーバー・ソフトウェア	1	24	2	—		—	—	—	—
				25	3	29,368					
				26	2	823,985					
				27	4	656,940					
				計	11	1,510,294					
		情報提供NWS	1	25	1	15,750		—	—	—	③
				26	1	60,480					
				27	1	111,456					
				計	3	187,686					

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 分類情報システムの 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サしてバ1ない間連理由を導 注(9)	3(3) (図表3-2) 価特の定実個人情報保護評 注(10)
5	国税庁	国税総合管理システム	1	24	1	139,650		—	—	—	—
				25	4	265,335					
				26	5	5,605,977					
				27	7	4,700,413					
				28	5	—					
				計	22	10,711,376					
		国税電子申告・納税システム(e-Tax)	1	26	1	736,456		—	—	—	③
				27	—	504,174					
				28	2	—					
				計	3	1,240,630					
6	文部科学省	高等学校等就学支援金事務処理システム	1	27	3	50,618		—	—	—	—
7	厚生労働省	医療保険者等向け中間サーバー等ソフトウェア	1	26	1	109,142		—	—	—	—
				27	2	4,468,894					
				28	2	51,283					
				計	5	4,629,320					
		援護システム	1	27	1	17,712		—	—	—	—
		労働基準行政システム	1	26	2	247,817		—	—	—	③
				27	—	1,547,509					
				28	—	39,506					
				計	2	1,834,833					
		ハローワークシステム	1	27	9	5,689,332		—	—	○	注(11) ②、④
				28	5	—					
				計	14	5,689,332					
		社会保険オンラインシステム	1	26	1	1,475,450		—	—	—	①
				27	—	4,959,707					
				28	—	1,754,651					
				計	1	8,189,809					
8	年金機構	社会保険オンラインシステム	1					—	—	—	—

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の 額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象 人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 情報 システムの 分類 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サ して バー ない 間連 理携 由を 導 注(9)	3(3) (図表3-2) 特 定 実 施 人 時 期 情 報 保 護 評 価 注(10)
9	独立行政法人日本学生 支援機構	情報連携用システム	1	26	1	522,005	522,005	—	—	④	③
				27	5	223,076	223,076				
				28	2	130,106	130,106				
				計	8	875,187	875,187				
10	独立行政法人農業者年 金基金	農業者年金記録管理システム	1	26	1	14,256	14,256	—	—	○	⑤
				27	1	91,476	91,476				
				計	2	105,732	105,732				
11	全国健康保険協会	個人番号管理システム	1	27	2	907,965	170,000	—	—	○	①
12	日本電気健康保険組合	個人番号管理システム	1	27	3	39,676	41,336	—	—	④	—
13	野村證券健康保険組合	総合健康管理システム	1	27	3	45,360	42,000	—	—	—	—
14	セブン&アイ・ホールデ ィングス健康保険組合	健康保険組合事務基幹システム	1	27	1	12,021	12,021	—	—	②	—
15	エヌ・ティ・ティ健康保険 組合	NTT年金・健康保険システム	1	27	2	51,300	49,523	—	—	③	—
16	ジェイアールグループ健 康保険組合	適用者管理システム等	1	27	1	38,826	38,826	—	—	⑥	—
17	中越運送健康保険組合	平成27年度番号制度対応システム	1	27	1	11,730	11,730	—	—	—	—
18	日本カーバイド工業健康 保険組合	マイナンバー管理システム	1	27	2	2,825	2,825	—	—	⑦	—
19	TISインテックグループ健 康保険組合	健康保険組合業務システム	1	27	1	2,160	2,160	—	—	—	—
20	北国新聞健康保険組合	マイナンバー管理システム等	1	27	1	6,534	6,534	—	—	③	—
21	日本生命健康保険組合	マイナンバー対応業務システム	1	27	5	160,426	160,426	—	—	③	—
22	藤原運輸健康保険組合	適用システム	1	27	1	12,474	12,474	—	—	⑦	—
23	衆議院共済組合	標準共済システム等	1	26		95	—	—	—	—	—
				27		467	—				
				28		—	—				
				計		562	—				
24	参議院共済組合	標準共済システム等	1	26		49	—	—	—	—	—
				27		238	—				
				28		—	—				
				計		287	—				

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の 額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 情報システムの 分類 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サー バに ない 間 理 導 注(9)	3(3) (図表3-2) 特 定 実 施 人 情 報 保 護 評 価 注(10)
25	裁判所共済組合	標準共済システム等	1	26	26年度1件、27年度3件、28年度2件、計6件(番号23、41)	882	—	—	—	—	—
				27		4,379	—				
				28		—	—				
				計		5,261	—				
26	会計検査院共済組合	標準共済システム等	1	26		48	—	—	—	—	—
				27		238	—				
				28		—	—				
				計		286	—				
27	内閣共済組合	標準共済システム等	1	26		388	—	—	—	—	—
				27		1,973	—				
				28		—	—				
				計		2,361	—				
28	総務省共済組合	標準共済システム等	1	26		248	—	—	—	—	—
				27		1,191	—				
				28		—	—				
				計		1,439	—				
29	法務省共済組合	標準共済システム等	1	26		984	—	—	—	—	—
				27		4,839	—				
				28		—	—				
				計		5,823	—				
30	刑務共済組合	標準共済システム等	1	26		745	—	—	—	—	—
				27		3,681	—				
				28		—	—				
				計		4,426	—				
31	外務省共済組合	標準共済システム等	1	26		218	—	—	—	—	—
				27		1,078	—				
				28		—	—				
				計		1,296	—				

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 情報システムの 分類 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サしてバ ーない間連 理携を導 注(9)	3(3) (図表3-2) 価特 の実 個人 情報 保護 評 注(10)
32	財務省共済組合	標準共済システム等	1	26		2,741	—				
				27		13,302	—				
				28		—	—				
				計		16,043	—				
33	文部科学省共済組合	標準共済システム等	1	26		5,512	—				
				27		27,288	—				
				28		—	—				
				計		32,800	—				
34	厚生労働省共済組合	標準共済システム等	1	26		982	—				
				27		4,819	—				
				28		—	—				
				計		5,801	—				
35	厚生労働省第二共済組合	標準共済システム等	1	26		1,977	—				
				27		9,772	—				
				28		—	—				
				計		11,749	—				
36	農林水産省共済組合	標準共済システム等	1	26		870	—				
				27		4,231	—				
				28		—	—				
				計		5,101	—				
37	林野庁共済組合	標準共済システム等	1	26		215	—				
				27		1,006	—				
				28		—	—				
				計		1,221	—				
38	経済産業省共済組合	標準共済システム等	1	26		466	—				
				27		2,288	—				
				28		—	—				
				計		2,754	—				

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の 額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象 人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 分類 情報 システム の 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サ して バ ー 間 連 携 を 導 注(9)	3(3) (図表3-2) 特 定 実 施 人 情 報 保 護 評 注(10)
39	国土交通省共済組合	標準共済システム等	1	26		2,176	—				
				27		10,661	—				
				28		—	—				
				計		12,837	—				
40	防衛省共済組合	標準共済システム等	1	26		7,466	—				
				27		36,189	—				
				28		—	—				
				計		43,655	—				
41	国家公務員共済組合連 合会職員共済組合	標準共済システム等	1	26		398	—				
				27		2,003	—				
				28		—	—				
				計		2,401	—				
42	北海道歯科医師国民健康 保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	1	1,114	1,000	13,291	②	⑦	④
43	北海道建設国民健康保 険組合	国保システム	1	27	1	5,184	4,253	22,123	①	⑦	⑥
44	山形県建設国民健康保 険組合	業務電算システム	1	27	1	9,180	7,532	17,338	①	③	⑥
45	全国歯科医師国民健康 保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	91,759	75,292	65,102	①	⑥	①
46	埼玉県医師国民健康保 険組合	国保事務システム	1	27	2	3,078	2,338	13,240	①	⑦	⑤
47	埼玉県歯科医師国民健 康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	1,098	1,000	12,024	①	⑦	①
48	埼玉県薬剤師国民健康 保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	2,394	1,964	2,822	①	⑦	⑤
49	関東信越税理士国民健 康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	2	1,831	1,502	19,822	②	⑦	①
50	埼玉土建国民健康保険 組合	埼玉土建国保基幹システム	1	27	3	42,078	34,523	108,464	①	⑥	⑥
51	千葉県医師国民健康保 険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	37,198	30,522	11,284	①	○	⑥
52	千葉県歯科医師国民健 康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	37,207	30,530	11,257	①	○	⑥
53	千葉県薬剤師国民健康 保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	10,878	8,926	1,396	①	⑦	⑥
54	全国土木建築国民健康 保険組合	全国土木建築国民健康保険組合業務 システム(届書システム)	1	27	3	14,327	14,327	420,000	①	—	⑥
55	文芸美術国民健康保険 組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	8	9,299	7,838	13,600	①	③	⑤
56	東京食品販売国民健康 保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	102,053	83,739	82,614	①	○	⑥
57	東京美容国民健康保険 組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	7	24,764	21,649	22,394	①	③	⑥
58	東京自転車商国民健康 保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	5	5,680	4,660	1,637	①	⑦	③

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 分類情報システムの 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サしてバ ーない間連 理携を導 注(9)	3(3) (図表3-2) 特定の個人 情報保護評 価の実施情 報注(10)
59	東京青果卸売国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	5,382	4,416	1,546	①	⑦	④
60	東京都弁護士国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	6,073	4,983	34,274	①	⑦	⑤
61	東京都薬剤師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	36,876	30,258	6,997	①	○	⑥
62	東京都医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	98,031	80,438	37,364	①	○	⑥
63	全国左官タイル塗装業国民健康保険組合	国民健康保険組合事務基幹システム (個人番号管理システム)	1	27	1	36,288	29,775	37,251	①	○	⑥
64	東京建設職能国民健康保険組合	国民健康保険組合事務基幹システム (個人番号管理システム)	1	27	1	36,288	29,775	7,137	①	○	⑥
65	東京建設業国民健康保険組合	番号制度対応システム	1	27	2	36,755	30,159	21,211	①	○	⑥
66	中央建設国民健康保険組合	国保総合情報システム	1	27	3	28,512	23,395	278,015	①	⑤	⑥
67	東京土建国民健康保険組合	社会保障・税番号制度対応システム等	1	27	3	301,276	77,523	185,101	①	⑤	⑥
68	全国板金業国民健康保険組合	国民健康保険組合事務基幹システム (個人番号管理システム)	1	27	1	36,288	29,775	21,101	①	○	⑥
69	全国建設工事業国民健康保険組合	国民健康保険組合事務基幹システム	1	27	6	39,539	32,444	105,060	①	○	⑥
70	神奈川県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	5	23,029	17,372	13,700	①	⑦	⑤
71	神奈川県歯科医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	37,664	30,904	16,705	①	○	⑥
72	神奈川県食品衛生国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	1	1,666	1,367	19,512	②	⑦	④
73	神奈川県薬剤師国民健康保険組合	組合員トータルシステム	1	27	4	12,776	9,985	4,343	①	②	⑥
74	神奈川県建設連合国民健康保険組合	組合員管理システム	1	27	1	23,662	16,124	83,712	①	⑦	⑤
75	新潟県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	5	5,537	4,359	5,482	①	⑦	⑥
76	新潟県薬剤師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	6	2,932	2,405	885	①	⑦	—
77	新潟県建築国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	15,585	12,788	19,332	①	⑦	⑥
78	富山県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	2,806	2,302	1,520	①	③	⑥
79	富山県建設国民健康保険組合	被保険者管理システム(個人番号管理・資格管理等)	1	27	2	2,673	2,193	9,128	①	⑦	⑥
80	長野県建設国民健康保険組合	建設国保システム等	1	27	2	5,815	4,772	34,121	①	⑦	⑤
81	岐阜県建設国民健康保険組合	建設組合国保管理システム	1	27	2	12,853	10,546	14,005	①	③	⑤
82	静岡市食品国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	3	1,485	1,218	4,604	②	⑦	③
83	静岡県歯科医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	3,609	2,961	8,259	②	⑦	①
84	静岡県建設産業国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	8,452	6,935	8,626	①	⑦	④
85	名古屋市食品国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	5	10,387	6,449	20,012	①	⑦	④
86	愛知県歯科医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	1	1,578	1,294	19,319	②	⑦	④
87	愛知県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	6,953	2,482	20,936	①	⑦	③

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 分類情報システムの 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サしてバ ーない間連 理携由を導 注(9)	3(3) (図表3-2) 特定の個人 情報保護評 価 注(10)
88	愛知建連国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	4	17,097	14,029	17,619	①	⑦	④
89	建設連合国民健康保険組合	被保険者管理システム	1	27	3	12,903	10,588	150,022	①	⑦	④
90	三重県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	1,595	1,000	6,767	②	②	⑥
91	三重県歯科医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	19,801	16,247	4,234	①	⑦	⑤
92	三岐薬剤師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	5,788	4,749	1,324	①	⑦	⑥
93	三重県建設国民健康保険組合	組合員管理システム	1	27	2	13,986	11,476	36,035	①	⑦	⑥
94	京都芸術家国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	6	2,531	2,076	4,220	②	①	①
95	京都料理飲食業国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	5	2,314	1,898	7,350	②	①	①
96	京都市中央卸売市場国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	3	1,672	1,372	796	②	⑦	①
97	京都府医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	2	2,231	1,830	8,500	②	①	①
98	京都府薬剤師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	2	1,594	1,307	1,000	②	⑦	①
99	京都府衣料国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	4	1,854	1,521	2,180	②	⑦	①
100	京都府建設業職別連合国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	3	4,140	3,397	6,485	②	⑦	①
101	京都建築国民健康保険組合	個人番号管理システム	1	27	2	42,336	34,738	36,000	①	⑦	⑤
102	大阪府整容国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	3	4,599	1,802	21,500	②	③	①
103	大阪文化芸能国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	9	2,237	1,835	3,878	①	③	①
104	大阪中央市場青果国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	2,507	2,057	2,825	①	⑦	③
105	大阪府歯科医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	1	2,149	1,763	26,061	②	⑦	①
106	大阪府食品国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	1	1,990	1,632	24,301	②	③	①
107	近畿税理士国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	1	2,360	1,936	28,448	②	⑦	①
108	大阪府医師国民健康保険組合	国保事務システム	1	27	2	4,320	3,544	31,420	①	②	⑥
109	大阪府薬剤師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	9,162	7,517	3,846	①	②	⑥
110	兵庫県歯科医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	10,786	8,850	13,299	①	⑦	①
111	兵庫県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	4	6,999	5,088	19,100	①	②	⑥
112	兵庫県薬剤師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	4,056	3,328	3,264	①	②	⑤
113	兵庫県建設国民健康保険組合	国保組合システム等	1	27	1	7,210	5,916	81,441	①	②	⑥
114	奈良県歯科医師国民健康保険組合	マイナンバー運用システム	1	27	1	4,594	3,770	3,295	①	⑦	①
115	和歌山県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	2,673	2,193	2,908	①	②	⑤
116	和歌山県歯科医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	2,613	2,144	2,148	①	②	⑤

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の 額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象 人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 分類 情報 システム の 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サ して い ない 間 連 携 を 導 注(9)	3(3) (図表3-2) 特 定 実 施 人 情 報 保 護 評 注(10)
117	紀和薬剤師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	2,540	2,084	1,329	①	②	⑤
118	鳥取県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	3	1,890	1,551	1,270	②	①	①
119	島根県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	2	1,632	1,339	2,129	②	①	①
120	岡山県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	2	1,843	1,512	4,800	②	①	①
121	広島県歯科医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	2	1,102	1,000	8,389	②	⑦	④
122	広島県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	3	1,734	1,257	9,775	②	⑦	④
123	広島県建設国民健康保険組合	被保険者管理システム	1	27	1	2,268	1,860	26,184	①	⑦	③
124	山口県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	4	2,114	1,735	4,587	②	⑦	①
125	香川県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	2	1,694	1,390	1,532	②	⑦	①
126	愛媛県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	4	3,488	2,773	2,644	①	①	①
127	福岡県歯科医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	1	1,222	1,002	15,000	②	②	④
128	福岡県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	3	1,515	1,243	12,660	②	①	①
129	佐賀県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム	1	27	2	1,021	1,000	1,805	②	⑦	①
130	大分県歯科医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	2	1,590	1,304	3,200	①	⑦	④
131	大分県医師国民健康保険組合	国保組合マイナンバー運用システム等	1	27	4	1,434	1,176	3,824	①	⑦	①
132	北海道後期高齢者医療広域連合	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	4	25,807	6,208	—	—	①	⑤
133	青森県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	5	1,013	1,013	—	—	②	⑤
134	岩手県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	2	2,687	1,983	—	—	①	⑤
135	宮城県後期高齢者医療広域連合	宮城県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	1	5,378	4,989	—	—	①	⑤
136	秋田県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	3	31,903	4,343	—	—	②	⑤
137	栃木県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	1	2,112	2,112	—	—	①	⑤
138	群馬県後期高齢者医療広域連合	群馬県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	1	10,584	7,079	—	—	⑦	⑤
139	埼玉県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)	1	27	3	8,290	8,290	—	—	②	⑤
140	千葉県後期高齢者医療広域連合	千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	1	53,784	37,584	—	—	①	⑤
141	東京都後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)等	1	27	4	228,680	174,744	—	—	①	⑤
142	神奈川県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	1	10,580	10,580	—	—	①	⑤
143	新潟県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	1	33,447	6,480	—	—	①	⑤
144	富山県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	3	17,947	1,315	—	—	①	⑤
145	石川県後期高齢者医療広域連合	石川県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	1	27	1	1,350	1,350	—	—	①	⑤

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 分類情報システムの 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サしてバ ーない間連 理携由を導 注(9)	3(3) (図表3-2) 特 定 実 施 人 情 報 保 護 評 価 注(10)
146	岐阜県後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理シ ステム(標準システム)	1	27	1	95,256	10,541	—	—	⑥	⑤
147	愛知県後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理シ ステム(標準システム)等	1	27	3	57,168	7,941	—	—	①	⑤
148	三重県後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理シ ステム	1	27	1	3,492	1,451	—	—	①	⑤
149	滋賀県後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理シ ステム	1	27	4	20,142	20,142	—	—	①	⑤
150	大阪府後期高齢者医療 広域連合	大阪府後期高齢者医療広域連合電算 処理システム	1	27	4	83,151	83,151	—	—	①	⑤
151	兵庫県後期高齢者医療 広域連合	標準システム等	1	27	4	7,704	7,548	—	—	①	⑤
152	和歌山県後期高齢者医 療広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理シ ステム	1	27	1	13,284	11,293	—	—	⑦	⑤
153	鳥取県後期高齢者医療 広域連合	標準システム	1	27	3	3,933	3,933	—	—	③	⑤
154	島根県後期高齢者医療 広域連合	標準システム等	1	27	2	7,350	2,247	—	—	①	⑤
155	岡山県後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理シ ステム	1	27	1	11,880	2,160	—	—	①	⑤
156	広島県後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理シ ステム等	1	27	4	11,063	8,402	—	—	①	⑤
157	山口県後期高齢者医療 広域連合	山口県後期高齢者医療電算処理シス テム	1	27	2	66,222	7,405	—	—	①	⑤
158	徳島県後期高齢者医療 広域連合	徳島県後期高齢者医療広域連合電算 処理システム	1	27	1	6,922	6,922	—	—	①	⑤
159	香川県後期高齢者医療 広域連合	電算処理標準システム	1	27	3	9,023	9,023	—	—	①	⑤
160	愛媛県後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療電算処理システム等	1	27	5	4,921	4,921	—	—	①	⑤
161	福岡県後期高齢者医療 広域連合	標準システム	1	27	1	39,960	4,929	—	—	①	⑤
162	佐賀県後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理シ ステム	1	27	2	8,640	8,640	—	—	①	⑤
163	長崎県後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理シ ステム等	1	27	2	2,845	2,845	—	—	①	⑤
164	大分県後期高齢者医療 広域連合	大分県後期高齢者医療電算処理シス テム	1	27	1	1,706	1,339	—	—	①	⑤
165	宮崎県後期高齢者医療 広域連合	宮崎県後期高齢者医療広域連合電算 処理システム等	1	27	6	27,843	27,843	—	—	①	⑤
166	沖縄県後期高齢者医療 広域連合	後期高齢者医療広域連合電算処理シ ステム(標準システム)	1	27	1	21,087	20,007	—	—	①	⑤
167	健康保険組合連合会 注(3)	パッケージシステム	11	27	13	4,668,891	4,670,390	—	—	—	—
168	社会保険診療報酬支払 基金	医療保険者等向け中間サーバー	1	27	1	527,947	614,220	—	—	—	③
169	KKR	公的年金業務システム	1	26	1	102,600	—	—	—	—	—
				27	1	237,276	—				
				28	1	—	—				
				計	3	339,876	—				

番号	機関名	情報システム名	情報システム数 注(2)	年度	契約件数	支払額 (千円)	補助金等の額 (千円) 注(4)	3(1)エ (図表1-6) 対象人数 注(7)	3(1)エ (図表1-6) 分類情報システムの 注(8)	3(2)ウ (図表2-5) 入サー バー ない 間 連 携 を 導 注(9)	3(3) (図表3-2) 特定個人情報 の実施時期 情報保護 評価 注(10)
170	公益社団法人国民健康保険中央会	後期高齢者医療電算処理システム	1	27	1	910,430	6,489,141	—	—	—	—
		連合会システム	1	27	26	4,380,592		—	—	—	—
		医療保険者等向け中間サーバー	1	27	1	3,590,889		—	—	—	注(12) ③
		24年度計			7	336,262	—				
		25年度計			14	386,322	—				
		26年度計			23	15,424,387	536,261				
		27年度計			439	46,648,584	14,181,734				
		28年度計			20	2,258,959	130,106				
		合計 170機関 190システム			503	65,054,517	14,848,101				

- 注(1) 厚生労働省所管の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付を受けている番号11～22、42～168及び170の140機関については、検査の対象とした契約に係る支払が平成28年10月31日までであり、この時点で28年度と同補助金が交付されていた機関がなかったことから、27年度と同補助金に係る契約についてのみ集計している（26年度は同補助金が交付されていない。）。
- 注(2) 情報システム数は、各機関が締結した契約の対象となる情報システムの数であり、設計・開発業務と運用開始以降の業務を別の機関が担当している場合等、複数の機関が同じ情報システムの契約を締結している場合がある。また、健康保険組合連合会以外の各機関の情報システム数は、情報システムで処理する業務の前提となる制度や業務の目的ごとに1システムとして計上している（別表2～4についても同じ。）。
- 注(3) 番号167の健康保険組合連合会は、全国の健康保険組合（平成28年4月1日現在で1,399組合）のうち、独自で情報システムを開発した健康保険組合を除く健康保険組合が選択して利用している各メーカーのパッケージソフトウェア11本について、マイナンバー制度に対応する改修を各メーカーに委託しており、当該パッケージソフトウェア11本を情報システムの数として計上している。
- 注(4) 補助金等の額には、表中の支払額以外に賃金、旅費等に係る金額が含まれているものがある。
- 注(5) 番号23～41の19国家公務員共済組合に対する負担金は、番号41の国家公務員共済組合連合会職員共済組合についての負担金の一部を財務省が負担し、その他の18国家公務員共済組合について負担金の一部をそれぞれの共済組合を組織する職員が所属等する各府省等が負担しているため、補助金等の額を「—」としている。
- 注(6) 番号169のKKRに対する負担金は、一部を19国家公務員共済組合のそれぞれ組織する職員が所属等する各府省等が負担しているため、補助金等の額を「—」としている。
- 注(7) 「(図表1-6)対象人数」欄は、平成28年3月末時点の被保険者数と被扶養者数の合計としている。なお、図表1-6に該当しない情報システムは「—」としている。
- 注(8) 「(図表1-6)情報システムの分類」欄は、平成27年度に補助金が交付された国民健康保険組合について「①単独又は複数の組合で独自に開発した情報システムに補助金が交付された組合」、「②国民健康保険組合向けに一元的に開発された共通的な情報システムに補助金が交付された組合」に区分している。なお、共通的な情報システム以外に、独自に開発した情報システムにも補助金が交付されている場合は①に区分している。また、図表1-6に該当しないシステムは「—」としている。
- 注(9) 「(図表2-5)サーバー間連携を導入していない理由」欄については、業務上、導入すると効果があると判断したのに導入していない理由として「①他の機関が整備した情報システムであり、独自にサーバー間連携機能を開発する手段がないため」、「②既存システム等のネットワークと分離する必要があるため」、「③開発費用が導入効果に見合わないため」、「④開発手段があるが、サーバー間連携のための要件を既存システム等が満たすことができないため」、「⑤サーバー間連携のための仕様が必要な時期までに提供されなかったため」及び「⑥その他」に区分し、業務上、導入しても効果がないと判断して導入していないものを⑦としている。また、サーバー間連携を導入するとしていたものは「○」、平成29年7月の情報連携の開始を目指して情報連携の仕組みを導入していない又は導入する予定がないものや当該機関自らが情報連携を行わないものなどの図表2-5に該当しないシステムは「—」としている。
- 注(10) 「(図表3-2)特定個人情報保護評価の実施時期」欄については、「①要件定義の終了までに実施した」、「②要件定義の終了後から詳細設計の開始前までに実施した」、「③詳細設計の開始からプログラミング開始前までに実施した」、「④プログラミング開始から総合テストの開始前までに実施した」、「⑤総合テストの開始から構築完了までに実施した」及び「⑥構築完了後に実施した」に区分している。特定個人情報保護評価の実施が義務付けられていない事務に該当するもの及び経過措置に該当するものは「—」としている。
- 注(11) 「(図表3-2)特定個人情報保護評価の実施時期」欄のうち、番号7の厚生労働省のハローワークシステムは、情報システムの開発を伴う重要な変更による特定個人情報保護評価を実施しているため2件となっている。
- 注(12) 「(図表3-2)特定個人情報保護評価の実施時期」欄のうち、番号170の公益社団法人国民健康保険中央会の医療保険者等向け中間サーバーについては、番号168の社会保険診療報酬支払基金が特定個人情報保護評価を取りまとめて実施しているため、図表3-2では社会保険診療報酬支払基金のみ計上している。

別表2 国の行政機関が締結した契約の方式(変更契約を除く。)

(単位:千円)

番号	機関名	情報システム名	随意契約		最低価格落札方式 による一般競争入札		総合評価落札方式 による一般競争入札		計	
			契約 件数	契約金額	契約 件数	契約金額	契約 件数	契約金額	契約 件数	契約金額
1	内閣官房	情報保護評価書受付システム	1	18,375	—	—	2	118,701	3	137,076
		マイナポータル	—	—	—	—	2	2,541,390	2	2,541,390
		情報提供NWS	1	4,935	—	—	5	13,513,606	6	13,518,541
2	個人情報保護 委員会	情報保護評価書受付システム	—	—	3	40,392	—	—	3	40,392
3	総務省	中間サーバー・ソフトウェア	4	696,268	—	—	2	953,190	6	1,649,458
		情報提供NWS	—	—	—	—	3	187,686	3	187,686
4	国税庁	国税総合管理システム	5	7,959,600	—	—	14	14,799,303	19	22,758,903
		国税電子申告・納税システム (e-Tax)	3	5,279,018	—	—	—	—	3	5,279,018
5	文部科学省	高等学校等就学支援金事務 処理システム	—	—	—	—	1	91,800	1	91,800
6	厚生労働省	医療保険者等向け中間サー バー等ソフトウェア	2	5,971,077	—	—	—	—	2	5,971,077
		援護システム	—	—	1	17,712	—	—	1	17,712
		労働基準行政システム	—	—	—	—	2	2,397,600	2	2,397,600
		ハローワークシステム	4	3,539,469	2	212,760	5	11,714,187	11	15,466,416
		社会保険オンラインシステム	—	—	—	—	1	9,342,000	1	9,342,000
計	6機関	14システム	20	23,468,743	6	270,864	37	55,659,464	63	79,399,071

別表3 国の行政機関が実施した総合評価落札方式による一般競争入札の実施状況等

番号	機関名	情報システム名	契約 件数	3 (1) イ (ア) 【図表1-4】 総合評価落札方式による契約相手方の選定過程にお ける透明性及び公平性の確保に資する措置の実施状 況			3 (1) イ (イ)
				①評価方法の作 成段階において、 評価項目、評価 基準及び配点が 適切に設定され ているかを学識経 験者等の第三者 が事前に審査し ていなかったもの	②落札者の決定 段階において、 学識経験者等の 第三者を審査員 に含めていな かったもの	③技術的要件の 審査結果に各評 価項目の評価理 由を記述してい なかったもの	加點評価した提 案内容の履行を 契約関係書類に 記載していなかつ たもの
1	内閣官房	情報保護評価書受付システム	2	—	—	—	1
		マイナポータル	2	—	—	—	—
		情報提供NWS	5	—	—	—	—
2	総務省	中間サーバー・ソフトウェア	2	1	1	2	—
		情報提供NWS	3	3	3	3	—
3	国税庁	国税総合管理システム	14	6	7	—	7
4	文部科学省	高等学校等就学支援金事務処 理システム	1	—	1	—	—
5	厚生労働省	労働基準行政システム	2	—	—	—	1
		ハローワークシステム	5	—	—	—	—
		社会保険オンラインシステム	1	—	—	—	—
計	5機関	10システム	37	10	12	5	9

別表4 国の行政機関が締結した設計・開発契約の予定価格の積算内訳の状況【図表1-5】

番号	機関名	情報システム名	契約件数	人件費を作業工程別に区分していたもの		人件費を作業工程別に区分していなかったもの		
				技術者の職種別に区分した人件費を作業工数と人件費単価に分解していたもの	技術者の職種別に区分していない人件費を作業工数と人件費単価に分解していたもの	技術者の職種別に区分した人件費を作業工数と人件費単価に分解していたもの	人件費を技術者の職種別に区分していなかったもの	人件費を作業工数と人件費単価に分解していたもの
1	内閣官房	情報保護評価書受付システム	1	—	—	—	—	1
		マイナポータル	1	—	—	—	—	1
		情報提供NWS	1	1	—	—	—	—
2	個人情報保護委員会	情報保護評価書受付システム	3	3	—	—	—	—
3	総務省	中間サーバー・ソフトウェア	3	—	—	—	—	3
4	国税庁	国税総合管理システム	12	7	5	—	—	—
		国税電子申告・納税システム(e-Tax)	3	—	—	3	—	—
5	厚生労働省	医療保険者等向け中間サーバー等ソフトウェア	1	1	—	—	—	—
		援護システム	1	1	—	—	—	—
		労働基準行政システム	1	—	—	—	1	—
		ハローワークシステム	10	10	—	—	—	—
		社会保険オンラインシステム	1	—	—	—	1	—
計	5機関	12システム	38	23	5	3	2	5

(別添) 平成29年1月に国会及び内閣に対して報告した「地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等について」の要旨

1 検査の背景

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、複数の機関に存在する個人情報について同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤である。

そして、地方公共団体は、総務省及び厚生労働省から社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付を受けて、平成26年度からマイナンバー制度の導入に必要な住民基本台帳システム、地方税務システム、社会保障関係システム、団体内統合宛名システム等の各情報システム（以下「補助対象システム」という。）の整備を開始している。地方公共団体は、国が示すスケジュールに沿って、住民基本台帳システムについては国等の多くの情報システムに先行して27年10月から、その他の補助対象システムについては28年1月から利用を開始しており、今後は、29年7月からの情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の情報照会及び情報提供（以下「情報連携」という。）に向けて、総合運用テスト等が続くことになる。

また、市町村は、総務省から個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付を受けて、27年10月から個人番号の付番及び通知カードによる個人番号の通知を行い、28年1月から個人番号の利用及び個人番号カードの交付を開始していた。しかし、交付に係る人員体制等の確保が十分でなかったり、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）の情報システムに障害が発生したりしたこと、さらに、個人番号カードの交付の本格化と3月から始まる住民の異動に係る繁忙期が重なったことなどの複合的な要因により、個人番号カードの交付に遅れが生じていた。

そこで、会計検査院は、地方公共団体が行うマイナンバー制度の導入に係る補助事業の実施状況等について、合规性、経済性、有効性等の観点から、906地方公共団体において、地方公共団体における補助対象システムの整備は国が示すスケジュールどおりに進捗しているか、補助対象システムの整備に当たり仕様書の記載内容や徴取した見積書は適正なものとなっているか、また、852市町村において、通知カード及び個人番号カードの交付事業は遅滞なく適切に実施されているか、個人番号カードの利活用の検討が行われているか、さらに、J-LISの情報システムにおいて発生した障害はどのような状況であり、これに対して適切な措置が講じられているかなどに着眼して検査した。

2 検査の状況

(1) 地方公共団体における補助対象システムの整備等の状況

ア 補助対象システムの整備の進捗状況についてみたところ、27年12月末までに整備が終了していなかった補助対象システムが総務省分で530システム、

厚生労働省分で1,489システムあったが、整備の進捗の遅れは、28年6月末までには相当程度解消されていた。また、28年6月末までに地方公共団体内での連携テストが終了していなかった補助対象システムが総務省分で136システム、厚生労働省分で385システムあった。

イ 補助対象システムの整備に係る契約手続等の状況についてみたところ、仕様書において26年度と27年度で全く同じ作業内容になっていた補助対象システムが総務省分で170システム、厚生労働省分で326システムあった。さらに、仕様書においてテスト計画書が成果物として記載されていなかった補助対象システムが総務省分で1,971システム、厚生労働省分で5,315システム、テスト結果報告書が成果物として記載されていなかった補助対象システムが総務省分で1,548システム、厚生労働省分で4,023システム、成果物が仕様書に全く記載されていなかった補助対象システムが総務省分で1,173システム、厚生労働省分で3,201システムあった。また、予定価格の算定時に作業項目ごとに作業工数の記載がなく、かつ、作業項目ごとに人件費単価の記載がない見積書により予定価格を算定していた補助対象システムが総務省分で745システム、厚生労働省分で3,029システムあった。

(2) 通知カード及び個人番号カードの交付事業等の状況

28年3月末時点において、住民票記載事項の確認や調査を実施していないため、受取人に交付等ができないまま市町村に保管されている通知カードが209市町村で350,513通、保管期間が一定期間（3か月程度）経過したことにより廃棄されていた通知カードが96市町村で8,656通あった。個人番号カードについては、同月末時点での申請枚数6,002,486枚、J-L I Sから市町村に送付した枚数5,384,085枚に対して、交付枚数は1,225,423枚となっていて、低調な状況となっていた。また、同月末時点で、806市町村において、あらかじめ個人番号カードの交付計画を策定していなかった。なお、総務省による進捗状況のフォローアップ調査結果によれば、28年11月末までに全市町村において交付通知書の送付の滞留が解消したとされている。さらに、同年3月末時点で、737市町村において、個人番号カードの利活用が行われておらず、このうち、157市町村は利活用を行うことについて検討していなかった。また、J-L I Sのカード管理等システムに障害が発生していたり、市町村からカード管理等システムにつながりにくい状態が発生していたりしていた。

3 所見

マイナンバー制度については、29年7月からの情報連携の開始を目指して総合運用テスト等の作業が続くことになり、情報連携後には、制度の改正に伴い更なるシステム整備が行われることも想定されるところである。

また、市町村においては、今後も、通知カード及び個人番号カードの作成等の事務をJ-L I Sに行わせるなどして、通知カードや個人番号カードの交付等を行っていくこととなる。そして、マイナンバー制度の普及のために個人番号カードの利活用の推進等の取組が進められているところである。

については、内閣官房、総務省及び厚生労働省において、地方公共団体におけるマイナンバー制度に係る補助事業の実施等について、今後、次の点に留意して取り組んでいく必要がある。

ア 地方公共団体における補助対象システムの整備等

(ア) 補助対象システムの整備の進捗状況に関しては、地方公共団体においてスケジュールに余裕がなくなることのないよう、内閣官房、総務省及び厚生労働省において、地方公共団体におけるシステムの整備の進捗状況を把握しながら、テストの実施に必要な情報を地方公共団体に適時適切に提供して、総合運用テスト等が予定どおり実施されるよう、なお一層の支援を行っていくこと

(イ) 補助対象システムの整備に係る契約手続等に関しては、総合運用テスト等に際して、地方公共団体が、適正な内容を具備した仕様書の作成を行うことができるよう、総務省及び厚生労働省において、地方公共団体に対して、適正な内容を具備した仕様書作成の重要性とともに、仕様書を作成する上での確認事項を明示するなど、必要な技術的助言をなお一層行っていくとともに、内閣官房及び総務省において、地方公共団体が総合運用テスト等を計画的かつ確実に進められるよう、仕様書を作成する上で必要となる総合運用テスト等で実施すべき内容やテストスケジュール等についての情報提供をなお一層行っていくこと。また、地方公共団体が適正な見積書の徴取やその内容の精査を行うことができるよう、総務省及び厚生労働省において、業者から適正な見積書を徴することや、徴した見積書の内容を精査して妥当性の確認を行うことなどの必要性やその具体的な方法を地方公共団体に示すとともに、内閣官房において、見積書の内容を精査するなどのノウハウのない地方公共団体の求めに応じて協力していくことについて、なお一層の取組を行うこと

イ 通知カード及び個人番号カードの交付事業等

通知カードについては、市町村が受取人に確実に交付できるよう、総務省において、今後も返戻された通知カードに関する調査等に関して、市町村に対して必要な助言を行うこと。また、個人番号カードについては、市町村が、交付事務に係る人員体制等の不備、J-LISの情報システムの障害等により滞留することがないように交付を行い、個人番号カードの利活用について速やかに検討し利活用を行うことができるよう、総務省において、今後も個人番号カードの交付や利活用に関して、市町村に対して必要な助言を行うこと

会計検査院としては、マイナンバー制度が社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であることを踏まえつつ、今後行われることとなる情報連携を含めたマイナンバー制度の実施状況等について、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。